- [1] ---「おもちゃに係る改正に関するQ&A」(平成 20 年 4 月 16 日付通知)
- 旧通知等 | [2] --- 「おもちゃに係る改正に関するQ&A (その2)」 (平成20年7月7日付通知)
 - │[フ]----「フタル酸エステル類を含有するポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂に関する使用規制Q&A」

改定 Q&A

旧诵知(旧Q&A)等

- Q1-1 食品衛生法第 62 条第 1 項の「乳幼児が接触することによりそ の健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定する おもちゃ」(以下「指定おもちゃ」)は、どのような観点から指 定されているか。
- A1-1 指定おもちゃは、食品衛生法の趣旨として、手にしたものを口に入れた り、舐めたりする行動を一般に示す乳幼児*1における、おもちゃに起因する 衛生上の危害の防止を図る観点から指定されています。すなわち、食品衛生 法の対象となるおもちゃ(指定おもちゃ)の基本概念としては、乳幼児の游 び道具のうち、口に接触することをその本質とするおもちゃ (→Q2-1) の ほか、手に持って遊ぶ(玩弄(がんろう)する)ことで乳幼児が自ずと口に接 触する(口に入れたり、舐めたりする)*2ことが考えられるものが対象範囲 となります。
 - *1 食品衛生法上「乳幼児」について具体的な年齢の規定はありませんが、児童福祉法等の 他法令の規定に準じて、6歳未満の小児を指すものとして運用されています。
 - *2 例えば指定おもちゃの粘土などで、当該おもちゃの一部分が乳幼児の手指に付着して、 乳幼児が指しゃぶりすることで二次的に口に接触する場合も含まれます。
 - 一般消費者が乳幼児向けのおもちゃと認識して乳幼児に与える蓋(がい) 然性が高いものが指定おもちゃに係る規制の対象であって、乳幼児向けの消 費生活用製品、家庭用品(育児用品など)がすべからく指定おもちゃの範囲 に含まれるものではありません。また、おもちゃのうち、乳幼児が遊ぶため のものと認識されない態様で販売等されるものにあっては、指定おもちゃの 範囲に含まれません。

(該当設問なし)

なお、乳幼児向けのおもちゃと認識されるか否かは、表示 *3 (\rightarrow Q1-3) や広告媒体(インターネットを含む。以下同じ。)における標ぼう内容のほ か、当該製品の意匠・仕様、そのパッケージ等の意匠、取扱い店舗・陳列場 所等の販売形態などを、客観的·総合的にとらえて考慮されるべきものです。 *3 パッケージ上の記載の他、製品に添付される説明書上の記載や店頭での掲示を含む。 Q1-2 乳幼児向けのおもちゃではない製品を、たまたま乳幼児がおもち (該当設問なし) ゃにして遊んでしまう可能性が否定できないが、指定おもちゃに含ま れるか否かは、そのような偶発的な事象も考慮する必要があるか。 A1-2 食品衛生法による規制の趣旨は、一般消費者が乳幼児向けのおもちゃと 認識して乳幼児に与える蓋(がい) 然性が高いものについて、それに起因する 衛生上の危害の防止を図ることです。乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのも のと認識されない製品について、偶発的に乳幼児がおもちゃにして遊ぶ可能 性が否定できないとしても、規制の対象とする趣旨ではありません。 Q1-3 製品パッケージに、例えば「対象年齢:6歳以上」等、乳幼児(6 (該当設問なし) 歳未満の小児)向けではない旨を記載しているおもちゃは、指定おも ちゃに含まれないものとして扱ってよいか。 かを一般消費者に示す方法のひとつと考えられ、基本的には、対象年齢の記

A1-3 対象年齢等の製品表示は、当該おもちゃが乳幼児向けのものであるか否かを一般消費者に示す方法のひとつと考えられ、基本的には、対象年齢の記載等、乳幼児向けではない旨が製品に明りょうに表示されているものは、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。ただし、乳幼児向けのおもちゃと明らかに認識される態様であるにもかかわらず、指定おもちゃに係る規制を回避しようとする場合には、この限りではありません。

事業者が「乳幼児向けのおもちゃではない製品」(→Q1-2)として製造、輸入、販売等する場合、単に対象年齢に係る表示の有無及びその内容のみでなく、A1-1 で説明した観点から、当該製品が乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様で販売等されることが重要です。

なお、おもちゃに対象年齢を表示することは、食品衛生法の規定で求められているものではありません。

- Q1-4 食品衛生法上、乳幼児向けのおもちゃ(口に接触する可能性がないものを除く。)が規制対象となっているとのことだが(→Q1-5)、例えば「対象年齢:5~8歳」と製品表示しているおもちゃは、指定おもちゃに含まれるか。
- A1-4 乳幼児とみなされる 6 歳未満の年齢層が対象に含まれている場合は、基本的に指定おもちゃに係る規制の対象となります。

お尋ねのように「対象年齢:5~8歳」と製品表示されているおもちゃは、 5歳の幼児が遊ぶよう設計・製造されていることが示されており、基本的に 指定おもちゃに係る規制の対象となります。 (該当設問なし)

Q1-5 食品衛生法施行規則第 78 条各号に掲げられた指定おもちゃのうち知育がん具については、「口に接触する可能性があるものに限る」旨が付記されており、乳幼児が口に接触する可能性のないものは、指定おもちゃの知育がん具から除かれているが、本除外規定の趣旨如何。

乳幼児が口に接触する可能性のない知育がん具とは、具体的にどのようなものが想定されているか。

また、知育がん具以外の指定おもちゃについても、口に接触する可能性がないものは指定範囲外と考えてよいか。

A1-5 指定おもちゃの知育がん具に関して「口に接触する可能性があるものに限る」旨が示されているのは、例えばメリーのように、天井やベビーベッドの天蓋等、乳幼児の頭上高く手の届かない位置に吊り下げられ、通常の使用において乳幼児が口に接触する可能性がないおもちゃは、指定おもちゃに係る規制の対象とする意義に乏しいと考えられ、そうした形態のおもちゃが明確に除かれるよう入念的に規定したものです。

知育がん具以外の乳幼児向けのおもちゃで、乳幼児の手が届かない位置に

- [1] Q7 知育がん具で除外されている「乳幼児の口に接触するおそれのないものとは、具体的にはどのようなものを指すか。知育がん具以外であっても口に接触するおそれのないものであれば同様に対象外として良いか。
- A7 乳幼児が直接触れることなく、音や動き等で乳幼児の興味を引くことを 目的とするようなおもちゃで、天井から吊す、又はベッドの枕元に固定し て頭上高くに吊す等して手の届かないところに固定するもの(メリー等) が該当する。その他のおもちゃであっても、明らかに口に接触するおそれ のないものは、同様に除外して良い。

固定・設置され、口に接触する可能性がない形態のものがあれば、同様に指 定範囲に含まれていないものとして扱って差し支えありません。

- Q1-6 指定おもちゃに係る材質制限の撤廃に伴って、指定おもちゃの範 囲はどのように拡大したか。
- A1-6 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第66 号)により、指定おもちゃに係る材質制限の撤廃に伴って新たに指定おも ちゃとされたものとしては、
 - ① 改正前の食品衛生法施行規則第 78 条第 1 号に掲げる「乳幼児が口に 接触することをその本質とするおもちゃ」については、乳幼児が口に 接触することがある部位中に紙、木、竹、ゴム、革、セルロイド、合 成樹脂、金属又は陶製の部分がなく、これら以外の材質のみを用いて 製造されたもの、
 - ② 改正前の食品衛生法施行規則第78条第4号に掲げる「起き上がり、お めん、がらがら、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、乗物がん具(ぜ んまい式及び電動式のものを除く。)、風船、ブロックがん具、ボール 位中にゴム、合成樹脂又は金属製の部分がなく、これら以外の材質の みを用いて製造されたもの、

が対象となっています。

本改正前において食品衛生法施行規則第78条第1号及び第4号で特定の 材質を掲げて指定おもちゃが定められていたときは、当該材質以外の材質を 用いて製造されたものでも、乳幼児が口に接触することがある部位中に当該 材質を用いた部分があれば、同条第1号又は第4号に掲げる指定おもちゃと して扱うこととしていました*。

* ただし、食品衛生法第62条第1項で準用する同法第18条の規定に基づく規格基準は、乳幼 なっていました。

(該当設問なし)

- 「フ] Q7-4. 食品衛生法施行規則第25条第4号に「人形」、「動物が ん具」とあるが、どのようなものが含まれるのか。
- 及びままごと用具 | については、乳幼児が口に接触することがある部 | A. 「人形」については、ロボット、改造人間、特撮等のキャラクター (「動 物がん具」に該当するものを除く。)において頭、手、胴、足など人の形 と同様の構成をなすものであれば、これから派生するキャラクターであっ ても、対象となります。また、人形をその装飾品(キャタピラー等の台車、 アクセサリー、きせかえ用品等)とセットで販売する場合においては、全 体を「人形」と見なし、対象となります。

なお、装飾用人形(五月人形、ひな人形等)等については、その目的か ら対象外となります。また、キーホルダーや鉛筆用のキャップについてい る人形も同じくその目的から対象外となります。

「動物がん具」については、頭、手、胴、足など動物の形と同様の構成をなす。 児が口に接触することがある部位中の、当該材質を用いて製造された部分に適用することと │ ものであれば、対象となります。ぬいぐるみについては、食品衛生法施行規則 第25条第4号に示す材質を使用している場合は「動物がん具」と見なし、対 象となります。また、「動物がん具」をその装飾品とセットで販売する場合に おいては、全体を「動物がん具」と見なし、対象となります。

- Q1-7 指定おもちゃに係る材質制限の撤廃に伴って、どんなボールでも指定 おもちゃのボールに含まれることとなるのか。
- A1-7 食品衛生法施行規則第78条第2号中に掲げられているのは、<u>乳幼児向けのおもちゃのボール</u>であり、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのボール(手まり等)は、その材質によらず、基本的に指定おもちゃのボールに含まれますが、それ以外のボールについてすべからく指定おもちゃに係る規制の対象とする趣旨ではありません。例えば、運動用具、スポーツ用品のボール(球技用ボール、体操用ボール等)は、指定おもちゃの範囲に含まれません。また、乳幼児が容易に手にとって口に接触することが想定しがたい大きさ又は重量のボールであれば、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

同様に食品衛生法施行規則第78条第2号中に掲げるおめん、折り紙、人形、粘土及び風船についても、それぞれ乳幼児むけのおもちゃのおめん、折り紙、人形、粘土及び風船であり、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものと認識されない態様で販売等されるものにあっては、指定範囲に含まれません。

- [2] Q54 すべてのボール、ラジコン自動車は、それぞれボール、乗物がん具として対象に含めて良いか。
- A54 サッカー・ボール、硬式野球用ボール、バレー・ボール等主に学童 以上を対象とするスポーツ用品は、食品衛生法の乳幼児おもちゃとし ての規制対象外である。ボールでも乳幼児対象のおもちゃのボールは 指定おもちゃに含まれる。ラジコン自動車については、専ら屋外で使用することを目的とするものや乳幼児を対象としないものは対象外としてよい。

- Q1-8 動物や人をかたどった木製の民芸品は、指定おもちゃに含まれるか。
- A1-8 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成 20 年厚生労働省令第 66 号)の施行(指定おもちゃに係る材質制限の撤廃)に伴って、指定おもちゃの動物がん具や人形に、材質が木のみのものも含まれることとなりました(→Q1-6)。

民芸品であっても、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものは、基本的に 指定おもちゃに係る規制の対象となります。

なお、室内装飾等を目的とし、乳幼児向けのおもちゃと認識されない 態様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

- [1] Q16 木製の動物や人形の形をした民芸品は、食品衛生法の指定おもちゃの規制対象か。
- A16 乳幼児を対象とするおもちゃであれば対象である。

- Q1-9 布製のぬいぐるみは、指定おもちゃに含まれるか。
- A1-9 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成 20 年厚生労働省令第 66 号)の施行(指定おもちゃに係る材質制限の撤廃)に伴って、改正前の食品衛生法施行規則第 78 条第 4 号に掲げる指定おもちゃ(起き上がり、動物がん具、人形、乗物がん具、ボール等)に、ゴム、合成樹脂及び金属以外の材質のみを用いて製造されたものが含まれることとなりました(→Q1-6)。

ぬいぐるみ(中綿等の詰めものを包み込んで縫い合わせたもの。以下同 じ。)についても、その材質によらず、乳幼児がおもちゃとして遊ぶため のものは、基本的に指定おもちゃに係る規制の対象となります。

なお、室内装飾等を目的とし、乳幼児向けのおもちゃと認識されない 態様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

- 「1] Q12 布製のぬいぐるみは指定おもちゃに該当するか。
- A12 指定おもちゃに該当する。

- Q1-10 かなり大きなぬいぐるみが流通しているが、乳幼児が遊ぶものであれば、その大きさにかかわらず、指定おもちゃに含まれると考えてよいか。
- A 1-10 乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのぬいぐるみは、基本的に指定お もちゃに係る規制の対象となります。

なお、乳幼児が容易に手にとって口に接触することが想定しがたい大きさ又は重量のぬいぐるみであれば、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

- [2] Q42 かなり大きなぬいぐるみが流通しているが、インテリアとして 部屋の装飾を目的とするものでなく、乳幼児を対象として遊ぶことを 目的としたものであれば、大きさにかかわらず、おもちゃとして取り 扱ってよいか。
- A42 6歳未満の乳幼児を対象とするものであって、装飾等のインテリア目的ではなく、遊ぶことを目的とするものであれば、基本的におもちゃとして取り扱って良いが、無制限にどんなに大きなものでもおもちゃとして取り扱うことは適当ではなく、乳幼児が自分の手で口元まで運ぶことが困難である程大きく、社会通念的に見て乳幼児が遊ぶことを目的とするおもちゃとは考えられないものは、指定おもちゃには該当しない。

- Q1-11 ぬいぐるみの抱き枕は、寝具であって、指定おもちゃに含まれない ものと考えてよいか。
- A 1-11 寝具として販売等される枕や抱き枕、寝衣等で、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

なお、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのぬいぐるみは、基本的に指 定おもちゃに係る規制の対象となります。 [2] Q43 抱き枕のぬいぐるみは、寝具でありおもちゃではないと解釈してよいか。

A 43 よい。

- Q1-12 ブランケット(毛布)の四隅に合成樹脂製の歯がためが付属している製品について、以前は歯がため部分だけが指定おもちゃに係る規制の対象であったが、材質制限の撤廃に伴って、布製の毛布部分も含めて規制の対象となるのか。
- A 1-12 寝具や防寒具のブランケット(毛布)は、指定おもちゃの範囲に含まれません。

お尋ねの製品では、歯がため部分が指定おもちゃ(食品衛生法施行規 則第 78 条第 1 号に掲げる「乳幼児が口に接触することをその本質とす るおもちゃ」)に係る規制の対象となります。毛布部分については、乳 幼児がおもちゃとして遊ぶためのものでなければ、指定おもちゃの範囲 に含まれないものとして扱って差し支えありません。

- [2] Q52 四隅に合成樹脂製の歯がためがついているブランケットについては、これまで合成樹脂部分だけ法の対象だったが、材質の制限が外れたことから、今後は布の部分も対象となるのか。
- A52 毛布はおもちゃではないため、毛布部分は対象とはならない。

Q1-13 アニメや童話の登場人物が着ているドレスを模した衣装(乳幼児が着用するもの)は、指定おもちゃに含まれるか。

また、上記のような衣装にアクセサリーが付属している場合には、 どのような取扱いとなるか。

A1-13 衣料品は、指定おもちゃの範囲に含まれません。

付属の装身具については、乳幼児又はその保護者が当該衣装から簡単に取り外すことができ、それ単独で乳幼児がおもちゃとして身につけて遊ぶよう設計・製造されているものは、指定おもちゃのアクセサリーがん具に含まれます。

- [2] Q32 アニメや童話の主人公が着ているドレスとして売られているものは、知育がん具に該当するか。また、ドレスに附属しているアクセサリーは、知育がん具の組み合わせおもちゃに該当するか。
- A32 ドレスはおもちゃに該当しない。ドレスに附属しているアクセサリーが、乳幼児がドレスからはずして自分の身につけて遊ぶことができるように設計・製造されているものであれば、アクセサリーがん具に該当する。

Q1-14 例えばアニメの動物キャラクターの耳をかたどった飾りがついた帽子、頭巾、ポンチョ等は、指定おもちゃに含まれるか。

また、ヘアバンドに動物の耳をかたどった飾りがついたものは、指定 おもちゃに含まれるか。

A 1-14 帽子、頭巾、ポンチョ等については、寒暑を防ぐ、礼容をととのえる等の実用性があり、衣料品として販売等されるものは、指定おもちゃの範囲に含まれません。

そうした実用性よりもむしろ乳幼児がおもちゃとして(例えば、アニメのキャラクターになりきる等して)遊ぶためのものは、指定おもちゃの知育がん具に含まれます。

同様に、動物の耳、尻尾等をかたどった装飾がついたヘッドバンドや被り物についても、カチューシャ (ヘアバンド) やヘルメット等としての実用性よりもむしろ乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものは、指定おもちゃの知育がん具に含まれます。また、そうした用途で顔面を覆うものについては、指定おもちゃのおめんに含まれます。

- [2] Q 4 ①アニメのキャラクターの耳の形の飾りがついた繊維製の帽子、頭巾、ポンチョ等や②カチューシャの形をしたものに動物の耳を模した飾りがついたおもちゃは、アクセサリーがん具に該当するか。
- A 4 こうした飾りがついた繊維製の帽子、頭巾、ポンチョ等の形態の製品が、防寒、装飾といった帽子、頭巾、ポンチョ等の本来の実用的な目的で使用されることを目的として縫製等されているのではなく、おもちゃとして遊ぶことを目的に製造されているのであれば知育がん具に該当する。合成樹脂等でできたヘルメット状の帽子で、動物等の耳の形をした飾りがついていて遊ぶことを目的とするものやカチューシャの形をしたものに動物等の耳を模した飾りがついたおもちゃは知育がん具に該当する。

- Q1-15 食品衛生法施行規則第78条第2号に「人形」「動物がん具」とあるが、どのようなものが含まれるか。
- ① 植物(草花など)等の動物以外の生物や生物でないものをかたどりつつ、 目、鼻、口等で擬人化されているおもちゃ、
- ② 架空の生物等、人や動物以外のものをかたどったおもちゃ
- は、指定おもちゃの人形又は動物がん具に含まれるか。
- A1-15 ① 乳幼児向けのおもちゃで、頭、手、胴、足など人の形と同様の形状を構成するものは、ロボット、改造人間、妖怪等の架空のキャラクターや、動物以外の生物や生物でないものを擬人化したキャラクターをかたどったものも含めて、指定おもちゃの人形に含まれます。
 - ② 同様に、頭、手、胴、足など動物(は虫類、昆虫、恐竜等を含む。)の形と同様の形状を構成する乳幼児向けのおもちゃは、架空の動物をかたどったものも含めて、指定おもちゃの動物がん具に含まれます。

- [7] Q7-4. 食品衛生法施行規則第25条第4号に「人形」、「動物がん具」とあるが、どのようなものが含まれるのか。
- A. 「人形」については、ロボット、改造人間、特撮等のキャラクター(「動物がん具」に該当するものを除く。)において頭、手、胴、足など人の形と同様の構成をなすものであれば、これから派生するキャラクターであっても、対象となります。また、人形をその装飾品(キャタピラー等の台車、アクセサリー、きせかえ用品等)とセットで販売する場合においては、全体を「人形」と見なし、対象となります。

なお、装飾用人形(五月人形、ひな人形等)等については、その目的から 対象外となります。また、キーホルダーや鉛筆用のキャップについている 人形も同じくその目的から対象外となります。

「動物がん具」については、頭、手、胴、足など動物の形と同様の構成を なすものであれば、対象となります。ぬいぐるみについては、食品衛生法 なお、目、鼻、口等で擬人化されていても、自動車や汽車などの乗物をかたどった乳幼児向けのおもちゃは、指定おもちゃの乗物がん具に含まれます。

施行規則第25条第4号に示す材質を使用している場合は「動物がん具」 と見なし、対象となります。また、「動物がん具」をその装飾品とセット で販売する場合においては、全体を「動物がん具」と見なし、対象となり ます。

- [1] Q10 ① 植物(花など)等動物以外の生物や、生物ではないものに目、鼻、口等がついて擬人化されているがん具や、② 架空の生物等、人や動物以外のものをモチーフにしたおもちゃは、指定がん具に該当するか。
- A10 ①擬人化されたおもちゃは人形に該当し、②架空の生物等、人や動物以外の生命体をモチーフにしたおもちゃは、動物がん具に該当する。なお、動物には、は虫類、昆虫等も含める。
- Q1-16 手や指にはめて遊ぶ人形・ぬいぐるみ (パペット等) は、指定おもちゃのどの区分に含まれるか。
- A1-16 乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのパペット等は、指定おもちゃに 係る規制の対象となりますが、指定おもちゃのどの区分に含まれるか は、個々の製品の形態によります。
- [2] Q19 パペット(指人形を含む)は、知育がん具に該当するか。
- A19 パペットの形態により人形、動物がん具又は知育がん具に該当する。

- Q1-17 手や指にはめて遊ぶ人形・ぬいぐるみ (パペット等)で、乳幼児 向けの絵本に付属するものについて、
 - ① 絵本に一体化されている場合、
 - ② 乳幼児又はその保護者が簡単に絵本と分離することができ、それ単独で乳幼児がおもちゃとして遊ぶよう設計・製造されている場合、それぞれどのような取扱いとなるか。
- A 1-17 絵本(書籍)は指定おもちゃの範囲に含まれませんので、書籍の一部分として一体化・固定されていて、当該製品全体が書籍とみなすことができる形態か否かによります。
 - お尋ねの①の場合は、当該パペット等が絵本(書籍)の一部分として 一体化・固定されていて、全体が書籍とみなすことができる形態であれ

- [2] Q26 パペットや指人形付きの絵本について、①パペットと一体化した絵本については、どのように取り扱うべきか。②パペットと分離可能な場合は、パペットのみを対象とし、絵本はおもちゃではなく書籍であるため対象外と取り扱って差し支えないか。
- A 26 ①のように全体が書籍であれば対象外。②のように分離可能な場合、パペットは指定おもちゃに該当するが、絵本は指定おもちゃとしては取り扱わない。
 - [2] Q22 書籍とおもちゃを組み合わせ又は連結した製品の、おもちゃの部分は、おもちゃの規格基準を満たす必要はあるか。
- A22 おもちゃの部分が書籍に固定されておらず、道具を使わずに手で簡

ば、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。なお、当該パペット等が絵本とひも等でつながっているのみで、乳幼児が手にとって口に接触することができる場合は、書籍の一部分として一体化・固定されている形態といえませんので、②の場合として扱うこととなります。

②の場合は、乳幼児向けのおもちゃと書籍がセットで販売等されるものとしてとらえ、当該パペット等は、指定おもちゃに係る規制の対象となります。

単に分離することができ、分離したものが単独でおもちゃとして遊ぶことができるように設計・製造されたものであって、乳幼児を対象としており、かつ、指定おもちゃに該当するものであれば、当該おもちゃ部分はおもちゃの規格基準を満たす必要がある。

- Q1-18 1) 浮き輪、2) 装飾用人形(五月人形、ひな人形等)、3) 鉛筆キャップについている人形は、それぞれ指定おもちゃとして規制の対象になるか。
- A1-18 1) 浮き輪(水に溺れぬために身につける浮き袋) は、その使用目的が 指定おもちゃのボールや風船と異なること等を踏まえると、指定おもちゃの 範囲に含まれません。
 - 2) 五月人形、ひな人形等の装飾用・観賞用の人形で、乳幼児がおもちゃとして遊ぶための人形でないものは、指定おもちゃの範囲に含まれません。
 - 3) 筆記具や携帯電話用ストラップなどに取り付けるマスコット人形については、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

また、動物又は乗物をかたどった置物や、筆記具や携帯電話用ストラップなどに取り付ける動物型又は乗物型マスコット等も同様に、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

- [1] Q15 浮き輪、装飾用人形(五月人形、ひな人形等)、鉛筆キャップ の人形(キャップから取り外せないもの)は、指定おもちゃに該当する か。
- A15 指定おもちゃには該当しない。
 - [7] Q7-4. 食品衛生法施行規則第25条第4号に「人形」、「動物が ん具」とあるが、どのようなものが含まれるのか。
- A. 「人形」については、ロボット、改造人間、特撮等のキャラクター(「動物がん具」に該当するものを除く。)において頭、手、胴、足など人の形と同様の構成をなすものであれば、これから派生するキャラクターであっても、対象となります。また、人形をその装飾品(キャタピラー等の台車、アクセサリー、きせかえ用品等)とセットで販売する場合においては、全体を「人形」と見なし、対象となります。

なお、装飾用人形 (五月人形、ひな人形等) 等については、その目的から 対象外となります。また、キーホルダーや鉛筆用のキャップについている 人形も同じくその目的から対象外となります。

「動物がん具」については、頭、手、胴、足など動物の形と同様の構成をなすものであれば、対象となります。ぬいぐるみについては、食品衛生法施行規則第25条第4号に示す材質を使用している場合は「動物がん具」と見なし、対象となります。また、「動物がん具」をその装飾品とセットで販売する場合においては、全体を「動物がん具」と見なし、対象となり

ます。

- [1] Q2 金属を使用したキャラクターのついた携帯電話用ストラップやキーホルダーは、金属製アクセサリーがん具に該当するのか。
- A 2 乳幼児向けおもちゃとして遊ぶことを目的とするものでなければ、該当 しない。
- Q1-19 子供向けのキャラクターが表面に印刷等された文房具は、指定 おもちゃとして規制の対象になるか。
- A1-19 乳幼児がおもちゃとして遊ぶよう設計・製造されたものではなく、 文房具(ペン、鉛筆、帳面、半紙、消しゴム、定規など、書き物をする ための道具。以下同じ。)として販売等される製品であれば、指定おも ちゃの範囲に含まれません。
- [2] Q55 文房具の表面にキャラクターを印刷等したものはおもちゃになるか。
- A55 事務、学習等における筆記等の文房具本来の目的で設計・製造されているものであれば、キャラクターが印刷等してあることをもって指定おもちゃに該当することとはしない。
- Q1-20 アニメのキャラクターが印刷された子供用の浴室用品(小さい手桶 など) は、指定おもちゃとして規制の対象になるか。
- A1-20 乳幼児がおもちゃとして遊ぶよう設計・製造されたものではなく、 浴室用品(入浴の用に供する日用品)として販売等される製品であれば、 指定おもちゃの範囲に含まれません。
- [2] Q44 アニメのキャラクターが印刷された子供用の小さい手桶などは、浴室用品であり指定おもちゃには該当しないと解釈してよいか。
- A44 風呂で使う子供用の小さい手桶は、浴室用品 (注) であり、指定おもちゃには該当しない。
- (注) ここで「浴室用品」とは、入浴の用に供するための日用品を言い、遊ぶことを目的とするおもちゃを含めない。
- Q1-21 自分で絵や模様などを描く無地の羽子板は、指定おもちゃとして規制の対象になるか。
- A 1-21 絵や模様などを描いた羽子板を展示ケースに入れて飾っておく等、 装飾用・観賞用のもので、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様で あれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものは、指定おもちゃの知育がん 具に含まれ、指定おもちゃに係る規制の対象となります。ただし、実際

- [2] Q10 無地の木の板に絵を描いて自分で羽子板を作成するキットは、知育がん具に該当するか。
- A10 実際の羽根突きの用に供せず、乳幼児用のおもちゃとして設計・製造・販売されているものであれば、知育がん具に該当する。完成した羽子板をガラスのケース等に入れて飾っておく装飾目的のものであれば、ひな人形や五月人形と同様に対象外となる。また、屋外で羽根突きをするという実用的な目的を有するものであれば、スポーツ用品に準ずる取扱いとし、対象外として差し支えない。

に羽子空きに使われる羽子板であれば 手先で 蓋 ぶおもちゃというよ りむしろ体全体を動かす遊戯に用いられる道具であり、運動用具に類す るとみなして、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し 支えありません。

- Q1-22 指定おもちゃの乗物がん具には、幼児がそれに乗って遊ぶよう設 計・製造されている大型の製品(電車や自動車をかたどったもの)や、三 輪車なども含まれるか。
- A1-22 幼児が乗用するそれらの製品は、遊具(手先で 弄 ぶおもちゃというよ りむしろ体全体を動かす遊戯に利用される器械・設備。以下同じ。)に類し、 指定おもちゃの乗り物がん具に含まれないものとして扱って差し支えありま せん。

また、乳幼児がまたがって遊ぶよう設計・製造されている木馬など、動物 をかたどった遊具に類するものについても同様に、指定おもちゃの動物がん 具に含まれないものとして扱って差し支えありません。

- Q1-23 幼児が乗用する三輪車や自転車は、指定おもちゃの乗物がん具に含 まれないとのことであるが、それらにおもちゃが付属している場合は、ど のような取扱いとなるか。
- A1-23 当該付属おもちゃについて、幼児又はその保護者が簡単に取り外すこ とができ、幼児が手にとって口に接触することができるものであれば、指定 おもちゃに係る規制の対象となります。

当該付属おもちゃが幼児の乗用する三輪車や自転車の一部分として一体 │ A 47 │ 屋外で使用される乗物遊具の一部分が、保護者又は乳幼児が道具を 化・固定されている場合は、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱 って差し支えありません。なお、当該付属おもちゃがコード等でつながって いるのみで、幼児が手にとって口に接触することができる場合は、三輪車等 に一体化・固定されている形態といえませんので、指定おもちゃに係る規制

- [1] Q.5 乗り物がん具には、乳幼児がそれに乗って遊ぶことを目的とす る大型の電車、自動車や三輪車を含むのか。
- A 5 これらは乗り物がん具に該当しないものとする。

- [2] Q47 自転車や三輪車等(以下「乗物游具」とする。) に取り付けさ れているおもちゃが、保護者又は乳幼児が道具を使わずに手で簡単に取 り外してそれ単独でおもちゃとして遊ぶことができるように設計・製造 されており、指定おもちゃに該当する場合は、当該部分を指定おもちゃ として取扱い、これ以外の場合は乗り物遊具の一部分であり対象外と判 断してよいか。
- 使わずに手で簡単に取り外して遊ぶことができるように設計・製造され ていて、かつ、分離したものが単独で指定おもちゃに該当する場合は、 指定おもちゃとして取り扱う。これ以外の場合は、乗物遊具の一部で あり、指定おもちゃに該当しない。

の対象となります。

- Q1-24 育児用品の歩行器に付属しているおもちゃについて、
 - ① 歩行器に一体化・固定され、取り外すことが容易にできないように設計・製造されている場合、
 - ② 例えば面ファスナー (マジックテープ) で取り付けられている等、乳幼児又はその保護者が簡単に脱着することができ、それ単独で乳幼児が遊ぶよう設計・製造されている場合、

それぞれどのような取扱いとなるか。

A 1-24 育児用品の歩行器は、乳幼児の歩行を補助する用具であり、指定お もちゃの範囲に含まれません。

お尋ねの①の場合のように、付属おもちゃが歩行器の一部分として一体化・固定されている形態であれば、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして取り扱って差し支えありません。

なお、当該付属おもちゃがコード等でつながっているのみで、乳幼児が手にとって口に接触することができる場合は、一体化・固定されている形態といえません。例えば、電話機をかたどった付属おもちゃで、乳幼児が受話器やコードの部分を手にとって口に接触することができるものなどは、電話機本体部分が歩行器から分離されない形態であっても、それらの部分(電話機本体+コード+受話器)をまとめて、指定おもちゃの電話がん具として扱うことになります。

したがって②の場合は、歩行器の一部分とはなっておらず、乳幼児向けのおもちゃが便宜上、歩行器に脱着できるようになっているものと考えられ、基本的に指定おもちゃに係る規制の対象となります。

- [2] Q46 歩行器に備え付けられたおもちゃが指定おもちゃに相当するものであって、① 保護者や乳幼児が取り外して遊ぶように設計・製造されておらず、歩行器に固定されている場合、歩行器の一部として指定おもちゃに該当しないものと解釈してよいか。また、②保護者や乳幼児がねじ回し等の道具を用いずに手で簡単に取り外して、それ単独でおもちゃとして遊ぶことができるように設計・製造されている場合、当該部分を指定おもちゃとして取り扱ってよいか。
- A46 ①はその解釈でよい。ただし、例えば、電話の受話器のように手で口まで運んで口に接触することができるものは、電話器本体が固定されていても電話器本体と受話器を合わせて指定おもちゃとして扱う。②については、保護者又は乳幼児が取り外して遊ぶことができるように設計・製造されたものであって、それ単独で指定おもちゃに該当するものであれば、指定おもちゃとして取り扱う。

- Q1-25 育児用品の揺りかごや揺り椅子(ベビー・バウンサー、ロッカー等)、又はそれに作りつけの吊り下げ用の枠に、おもちゃが吊り下げられている場合、どのような取扱いとなるか。
- [2] Q45 乳幼児用の揺り椅子(ベビー・バウンサー、ロッカー等) や椅子の一部として固定されている、おもちゃ吊り下げ用の枠(ジム)に吊り下げられているおもちゃが、道具を用いずに簡単に手で

A 1-25 育児用品の揺りかご、揺り椅子、乳母車及びこれらに類するものは、 指定おもちゃの範囲に含まれません。

それらに付属するおもちゃについて、乳幼児又はその保護者が簡単に 取り外すことができ、乳幼児が手にとって口に接触することができるも のは、指定おもちゃに係る規制の対象となります。

また、当該揺りかご等から完全に分離されない形態であっても、例えば、ゴム製のバンド等で吊つり下げられている等、乳幼児が手で引っ張って容易に口に接触することができるおもちゃは、指定おもちゃに係る規制の対象となります。

取り外して、それ単独で乳幼児が遊べるように設計・製造されており、指定おもちゃに該当するもの(布製の人形、動物がん具等)である場合、吊り下げられているおもちゃは指定おもちゃに該当すると解釈してよいか。

A45 よい。また、ゴムひも等で吊り下げられており、乳幼児が手で引っ張って簡単に口まで運んで口に接触することができるものであって、 指定おもちゃに該当するものは、完全に分離できなくとも当該部分の み指定おもちゃとして取り扱う。

- Q1-26 カタカタ (乳幼児用の手押し車で、転がすと音が鳴るもの) は、 指定おもちゃに含まれるか。
- A 1-26 乳幼児が容易に手にとって口に接触することが想定しがたい大き さ又は重量であれば、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱っ て差し支えありません。
- [2] Q48 カタカタは、指定おもちゃに該当しないものと解釈してよいか。
- A48 カタカタは、全身を使って遊ぶ遊具であり、指定おもちゃには該当 しない。

- Q1-27 凧は、指定おもちゃに含まれるか。
- A 1-27 凧 (スポーツ・カイトを含む。) は、一般に野外で風力によって空高く揚げるものであり、そのように使用される製品については、それ単独で乳幼児がおもちゃとして遊ぶことができるとは考えにくく、指定おもちゃの範囲に含まれません。

鳥や飛行機をかたどった凧についても同様に、野外で風力によって空高く揚げるものは、指定おもちゃの動物がん具、乗物がん具に含まれません。

[2] Q11 凧は知育がん具に該当するか。

A11 スポーツ・カイトも含め、凧は、知育がん具に該当しない。

- Q1-28 乗物がん具に係る「ぜんまい式及び電動式のもの」の除外規定 の廃止に伴って、ラジコン自動車も指定おもちゃの乗物がん具に含まれることとなるのか。
- [2] Q54 すべてのボール、ラジコン自動車は、それぞれボール、乗物がん具として対象に含めて良いか。
- A54 サッカー・ボール、硬式野球用ボール、バレー・ボール等主に学童

A1-28 乗物(自動車、飛行機、船等)をかたどった乳幼児向けのおもちゃは、その動力又は制御の様式によらず、基本的に指定おもちゃの乗物がん具に含まれます。

なお、専ら野外で駆動させるリモートコントロール製品については、 凧の場合に準じて、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って 差し支えありません。また、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様 であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。 以上を対象とするスポーツ用品は、食品衛生法の乳幼児おもちゃとしての規制対象外である。ボールでも乳幼児対象のおもちゃのボールは指定おもちゃに含まれる。ラジコン自動車については、専ら屋外で使用することを目的とするものや乳幼児を対象としないものは対象外としてよい。

Q1-29 浮き輪については、その使用目的等から、指定おもちゃに含まれないものとされているが(\rightarrow Q1-18)、ビーチボールは指定おもちゃのボールに含まれるか。

また、子供用のシュノーケルは、食品衛生法施行規則第78条第1号の「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」に含まれるか。

A1-29 乳幼児がおもちゃとして遊ぶよう設計・製造されたものではなく、 野外(浜辺等)で用いられるレジャー用品、スポーツ用品に類する製品 であれば、指定おもちゃのボールに含まれないものとして扱って差し支 えありません。

なお、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのボールは、基本的に指定お もちゃのボールに含まれます。

ダイビング用品のシュノーケル (素潜りに使う呼吸管) は、その使用 目的から、指定おもちゃの範囲に含まれません。

- [2] Q50 浮き輪は対象外とされているが、ビーチボールはボールとして 指定おもちゃに該当するのか。
- A50 屋外で遊ぶことを目的とするスポーツ用品に準じたものであり、口に接触することを本質とするおもちゃでもないため、対象外とする。同様な素材でできていても直径が小さく、乳幼児が屋内で手に持って遊ぶことを目的としたおもちゃとして設計・製造されているものであれば、指定おもちゃのボールに該当する。
 - [2] Q49 シュノーケルは、乳幼児が口に接触することをその本質とする おもちゃに該当するか。
- A49 6歳未満の乳幼児を対象として、おもちゃとして製造・輸入・販売するものであれば、規則78条1号の「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」に該当する。6歳未満を対象とするものであっても幼児用のスポーツ用品として製造・販売されるものは指定おもちゃに該当しない。
 - [1] Q9 室内用のジャングルジム、滑り台、ぶらんこ、幼児が中に入って遊ぶことを目的とするミニチュアの家等は、知育がん具に該当するか。
- A 9 遊戯具に類似するこれらのものは、知育がん具に該当しないものとする。

- Q1-30 幼児が登って又は乗って遊ぶよう設計・製造されているジャングルジムや滑り台、ぶらんこ、幼児が中に入って遊ぶよう設計・製造されている家屋やトンネルをかたどった大型の製品(いずれも室内に設置されるもの)は、指定おもちゃに含まれるか。
- A1-30 それら遊具に類する製品については、指定おもちゃの範囲に含まれない ものとして扱って差し支えありません。
 - Q1-31 乳幼児が水遊びをするための小型プールや、テントをかたどった 遊具(中に乳幼児が入って遊ぶもの)は、指定おもちゃに含まれるか。 また、それらに小型のボールが付属している場合、どのような取扱いと なるか。
- A 1-31 水遊び用の小型プール等、遊具に類するものについては、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

それらに付属する小型のボール等について、乳幼児又はその保護者が簡単に取り外すことができ、乳幼児が手にとっておもちゃとして遊ぶよう設計・製造されている場合は、当該ボール等は指定おもちゃに係る規制の対象となります。その場合も、遊具に類するものは指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えなく、食品衛生法施行規則第78条第3号に掲げる指定おもちゃ(同条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ)(\rightarrow Q5-1)として扱う必要はありません。

- [2] Q34 プールやテントに小型のボールが付属している遊具 (注) は、プールやテント自体も組み合わせおもちゃとして指定おもちゃに該当するか。
- A34 プール、テントは遊具であり、おもちゃでないため、指定おもちゃには該当しない。
- (注) ここで「遊具」とは、上半身だけでなく、全身を使って遊ぶのに使われる道具を指し、 おもちゃは含めない。以下同じ。

- Q1-32 例えば家をかたどった遊具(中に乳幼児が入って遊ぶもの)や育児 用品の柵(ベビーサークル等)に、おもちゃが付属している場合には、ど のような取扱いとなるか。
- A 1-32 それら遊具や育児用品に付属するおもちゃについて、乳幼児又はその保護者が簡単に取り外すことができ、乳幼児が口に接触することがあれば、指定おもちゃに係る規制の対象となります。

当該付属おもちゃが遊具、育児用品の一部分として一体化・固定されている場合は、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。なお、当該付属おもちゃがコード等でつながっているの

- [2] Q35 家を模した大型遊具で中に乳幼児が入れるものや乳幼児用の柵(ベビーサークル、ベビールーム)に一体化している付属の指定おもちゃについては、遊具の一部として届出対象外として良いか。今回の改正により家・ベビーサークル・ベビールーム自体やそれに付属する装飾品の全てが組み合わせおもちゃとして届出や検査の対象となるか。
- A35 乳幼児が中に入ることのできる家の形をした遊具、乳幼児用の柵は、 届出、検査の対象外だが、① 遊具や柵から分離して遊ぶことができる ように設計・製造されている指定おもちゃや、② おもちゃ(例えば電 話器)本体は家と分離不可能であっても、その一部分(例えば受話器)

みで、乳幼児が手にとって口に接触することができる場合は、遊具や育児用品に一体化・固定されている形態といえません。

を手で持って口に運んでいって口に接触することができるものであれば、当該部分については、届出と検査の対象となる。

Q1-33 乳幼児が乗物の組立作業のまねごとをして遊ぶよう設計・製造された製品(組立用パーツ、おもちゃの工具類、作業台がセットで販売されるもの)について、以前は組立用パーツを指定おもちゃの乗物がん具として扱っていた。指定おもちゃの範囲の拡大に伴って、おもちゃの工具類も、指定おもちゃに含まれることとなるか。また、大型の作業台については、どのような取扱いとなるか。

同様に、乳幼児向けのままごとセットについて、以前は小物のみを 指定おもちゃのままごと用具として扱っていた。指定おもちゃの範囲 の拡大に伴って、大型のままごと台(台所をかたどったもの)も、指 定おもちゃに含まれることとなるのか。

A 1-33 乳幼児がおもちゃとして遊ぶよう設計・製造されているものは、基本的に指定おもちゃに係る規制の対象となります。

したがって、乗物の組立作業のまねごとをして遊ぶおもちゃの工具類等も、指定おもちゃに係る規制の対象となりますが、組立用パーツに専用のものであって、通常、当該パーツとのセット製品としてのみ販売等されるのであれば、それらセット全体でひとつの指定おもちゃを構成しているものとして扱って差し支えありません。

なお、乳幼児が立ち上がった状態となる程の高さの作業台やままごと台などで、乳幼児が容易に手にとって口に接触することが想定しがたい大きさ又は重量のものについては、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

- [2] Q37 工作のまねごと(大工や乗り物組み立て等)も知育がん具に該当するのか。DIY セットで乗り物がん具を組み立てるものは、乗り物がん具に該当する部分のみ届出対象として検査をするが、改正後は、全体が知育がん具に該当し、おもちゃの工具セットも対象となるのか。また、その対象範囲は大型のデスクまで含まれるのか。同様に、大型のままごとセットの小物はままごと用品に該当し、大型のキッチン部分は対象外としていたが、大型のキッチン部分も組み合わせて遊ぶおもちゃとして指定おもちゃに該当するのか。それとも遊具として対象外と扱って差し支えないか。
- A37 基本的には、工作台やキッチンも対象とするが、乳幼児が立ち上がった状態でないと工作や炊事のまねごとを行うことができない程高さが高く大きな工作台やキッチンであれば、おもちゃではなく、遊具に準ずるものと考えられ、口に接触する可能性も少ないため、対象外として差し支えない。

- Q1-34 シャボン玉遊び用のおもちゃについて、
 - ① ストロー状又はラッパ状の管を口に接触させてシャボン玉を吹き出すもの、
 - ② 口には接触させず、持ち手の付いた輪をシャボン液に浸して、それに

息を吹きかける又は揺り動かすことによりシャボン玉ができるもの、

③ 同じく口には接触させず、動物又は乗物をかたどった中空の本体を押すと空気が押し出されてシャボン玉ができるものや、銃をかたどった本体から引き金部分を引くと空気が出てシャボン玉ができるものは、それぞれどのような取扱いとなるか。

また、シャボン液、シャボン液が入っている容器、遊ぶときにシャボン液 を入れる受け皿等の付属品は、指定おもちゃに含まれるか。

- A1-34 乳幼児が遊ぶためのものであれば、
 - ① シャボン玉遊びの吹き出し具は、食品衛生法施行規則第 78 条第 1 号に掲げる「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」 (\rightarrow Q2-1) に含まれます。
 - ②及び③のように、口に接触させずにシャボン玉ができるおもちゃは、本体部分が動物又は乗物をかたどっているか否かによらず、指定おもちゃの知育がん具 $(\rightarrow Q4-1)$ に含まれます。

シャボン液及びその容器、受け皿などの補助器具等がセットで販売等される場合は、それらについて別個の指定おもちゃとはみなさず、当該セット全体でひとつの指定おもちゃを構成しているものとして扱います。

[2] Q30 シャボン玉を作るおもちゃについて、①ストロー状の管を使用して口で吹き出すタイプのもの、②口で吹き出すタイプではないもので、動物を模したもの(例えば、熊の形のシャボン玉がん具で熊を押すと空気が出るもの)、乗り物を模したもの、③いずれでもないもの(例えば、銃の形をしており、引き金を引くと空気が出るものや、持ち手のついたリング状のもの)はどのように取り扱えばよいか。

また、シャボン液を入れる受け皿、シャボン液が入っている容器等の付 属品は対象となるか。

A30 口で吹き出すものは、口に接触することを本質とするおもちゃ、それ以外のものはストロー等の付属品も含め全体として知育がん具に該当する。

- Q1-35 乳幼児向けの砂場遊びおもちゃとして販売されるセット製品に、指定おもちゃの人形、動物がん具、乗物がん具が入っている場合、それらについては指定おもちゃの知育がん具として扱うことになるのか。
- A1-35 複数の指定おもちゃがセットで販売等される場合でも、当該セットを構成する個々の指定おもちゃについて、その区分は変わりません。

お尋ねの砂場遊びおもちゃセットについては、指定おもちゃの人形、動物がん具、乗物がん具が、他の区分の指定おもちゃ(知育がん具等)とセットになっていても、それぞれ人形、動物がん具、乗物がん具の区分に含まれます。

なお、乳幼児向けの砂場遊びおもちゃで、指定おもちゃの知育がん具に含まれるものとしては、例えば、おもちゃのシャベル・スコップ、くまで、こて・へら、ふるい・ざる、バケツ・カップ、じょうろ、じょうご、型抜き等

- [2] Q13 砂場セットに人形、動物がん具、乗物がん具が含まれている場合、これらも知育がん具に該当するか。
- A13 砂場セットの中に、人形、動物がん具、乗物がん具等が含まれる場合、 これらは、それらの該当する区分の指定おもちゃとして取り扱い、知育が ん具に含めない。

のほか、砂を流して回す羽根車などが挙げられます $(\rightarrow Q4-1)$ 。

- Q2-1 食品衛生法施行規則第 78 条第 1 号の「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」としては、どのようなものが含まれるか。
- A2-1 食品衛生法施行規則第78条第1号に掲げる「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」とは、乳幼児が口に入れ、又は唇に触れて遊ぶよう設計・製造されたおもちゃをいいます。

その具体例としては、おしゃぶり、歯がためのように乳幼児の口に入れるおもちゃの他、例えば、ほおずき、ふくれんぼ、シャボン玉遊びの吹き出し具、吹き戻し、吹奏楽器類(ラッパ、笛、ハーモニカ等)の形態をしたおもちゃ、口紅をかたどったおもちゃなどで、乳幼児向けのものが挙げられます。このように、当該おもちゃの一部分を乳幼児が口に入れ、又は唇に触れて遊ぶよう設計・製造されていれば、必ずしもその全ての部分について口に入れ、又は唇に触れて遊ぶよう設計・製造されていなくても、食品衛生法施行規則第78条第1号に掲げる「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」に含まれます。

- [7] Q7-1. 食品衛生法施行規則第25条第1号の「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」には、どのようなものが含まれるのか。
- A. おしゃぶり、歯がため、ふくれんぼ、シャボン玉の吹き出し具、おもちゃの楽器類(ラッパ、笛、ハーモニカなど)が含まれます。
 - [7] Q7-7. 食品衛生法施行規則第25条第4号に「ままごと用具」とあるが、どのようなものが含まれるのか。
- A. 「ままごと」とは、子どもが玩具などを使って炊事や食事のまねごとをする遊び(広辞苑第5版)のことであり、「ままごと用具」は、これに使用するがん具が該当することから、おもちゃの炊飯器、コンロ、フライパン、野菜、果実などが含まれます。しかし、化粧、掃除、手芸のまねごとをする遊びに使用するがん具は「ままごと用具」に該当しません。

なお、乳幼児用のおもちゃの「口紅」の場合は、乳幼児が口に接触することを本質とするおもちゃとして、食品衛生法施行規則第25条第1号に該当するものと考えます。

- Q2-2 改正前の食品衛生法施行規則第78条第2号に掲げられていた「ほおずき」が削除されたが、ほおずきは指定おもちゃでなくなったのか。
- A 2-2 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成 20 年厚生労働省令 第 66 号)による改正前の食品衛生法施行規則第 78 条第 1 号では「紙、木、竹、ゴム、革、セルロイド、合成樹脂、金属又は陶製のもので、乳 幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」と規定され、その 材質について「紙、木、竹、ゴム、皮、セルロイド、合成樹脂、金属又 は陶製のもの」に限られていました。そのため、これらの材質が用いら
- [2] Q53 ほおずきは、改正により指定おもちゃでなくなったのか。
- A53 改正前の「口に接触することをその本質とするおもちゃ」には、「紙、木、竹、ゴム、皮、セルロイド、合成樹脂、金属又は陶製のもの」という材質の制限があったため、「ほおずき」をこれに含めることができず、個別に指定されていた。しかし、今回この材質制限を無くしたことにより、「ほおずき」を「口に接触することをその本質とするおもちゃ」で読み込むことができるようになったので、個別に列挙する必要がなくなり、列挙したおもちゃから削除した。したがって、「ほおずき」は、指定おもちゃから外されたのではなく、改正後も従来同

れていない「ほおずき」は別途、同条第2号に掲げられていました。

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成 20 年厚生労働省令 第 66 号)により、指定おもちゃに係る材質制限が撤廃され、「ほおずき」は同規則第 78 条第 1 号に掲げる「口に接触することをその本質とするおもちゃ」に含めることが可能となったため、見かけ上、同条中から削除されたにすぎません。したがって「ほおずき」は、指定おもちゃの指定が解除されたのではなく、引き続き従前どおり、指定おもちゃに係る規制の対象です。

なお、園芸植物のほおずきは、従前から指定おもちゃの範囲に含まれていません。

様指定おもちゃである。

- Q2-3 例えばストローを使って呼気を吹き込んで膨らませる形態のアルミ 箔製の風船(バルーン)において、膨らませるためのストローは、指定お もちゃに含まれないと考えてよいか。
- A 2-3 呼気を吹き込むストロー等が付属している風船で、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものは、当該付属品を含む全体でひとつの指定おもちゃを構成しているものとみなし、指定おもちゃに係る規制の対象となります。ストロー等の付属品だけを分けて扱うことはできません。

ストローを使って呼気を吹き込むのが一度きりでなく、乳幼児が風船を膨らませたりしぼませたりを繰り返して遊ぶよう設計・製造されているものは、食品衛生法施行規則第 78 条第 1 号に掲げる「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」に含まれます。ストロー等を使わずに、直接風船に口を接触させて膨らませたりしぼませたりを繰り返して遊ぶよう設計・製造されている場合も同様です。

- [2] Q38 合成樹脂製のストローを使って空気を吹き込んでふくらますアルミ箔風船、ポンポンスティック、プラスティックバルーン等のストローそのものは、おもちゃではないことから、組み合わせおもちゃとはならないが、ストロー部分と風船部分を合わせて全体として風船と判断して、届出や検査をすべきか。
- A38 ストローを使ってふくらますアルミ箔風船、ポンポンスティック及び プラスティックバルーン(酢酸ビニル等から成るもの)は、ストロ一部分 と風船部分(又は酢酸ビニル等の風船の材料)を合わせて全体として指定 おもちゃの風船に該当するものとする。

- Q3-1 指定おもちゃのアクセサリーがん具の具体的な形態としては、どのようなものが含まれるか。
- A3-1 指定おもちゃのアクセサリーがん具とは、乳幼児がアクセサリーの形態で身につけて遊ぶおもちゃをいい、具体的には、乳幼児が物語の登場人物などになりきって遊んだり、大人のまねごと(花嫁ごっこ等)をして遊ぶときに身につけるおもちゃの装身具で、例えば、指輪、ネックレス、ブローチ、ペンダントのほか、ティアラなどの髪飾り、イヤリング、ブレスレット、アンクレット等の形態をしたものです。

なお、同じように乳幼児が物語の登場人物などになりきる等して遊ぶときに身につけるおもちゃで、サングラスの形態をしたものについては、指定おもちゃの知育がん具に含まれます。

- [2] Q 1 アクセサリーがん具の具体的形態はどのようなものか。
- A 1 アクセサリーがん具は、ティアラ、イヤリング、ネックレス、ペンダント、ブローチ、ブレスレット、指輪、アンクレット等の装飾品の形態をしたおもちゃである。サングラスを模したおもちゃは、知育がん具に分類する。

- Q3-2 おもちゃではない子供用のアクセサリーと、指定おもちゃのアクセサリーがん具は、どのように区別するのか。子供(6 歳未満)が身につけるアクセサリー製品は、すべて指定おもちゃのアクセサリーがん具とみなすことになるのか。
- A3-2 「アクセサリーがん具」の区分は、子供用の装身具についてすべからく 指定おもちゃに係る規制の対象とする趣旨ではありません。

例えば、宝石や貴金属等が用いられているジュエリーや、礼装用に販売等される装身具などで、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、 指定おもちゃの範囲に含まれません。

- [1] Q 1 がん具でない子供用のアクセサリーとアクセサリーがん具をどのように区別するのか。乳幼児用のアクセサリーは、すべてがん具とみなすのか。
- A 1 乳幼児用のアクセサリーを、すべてがん具とみなす訳ではなく、装飾を目的とするものか、がん具として遊ぶことを目的とするものかで区別する。首飾りやブローチのうち、例えば、宝石、貴金属等を使用したもので専ら装飾目的のものは、指定おもちゃに該当せず、規制対象外であるが、がん具として遊ぶことを目的とするものは、指定おもちゃに該当する。
- Q3-3 子供(6歳未満)が身につけるアクセサリー製品が、指定おもちゃのアクセサリーがん具に含まれるものか否かに関して、その形態のほか、製造、輸入、販売等を行う事業者による製品説明、販売方法等も加味して考慮することでよいか。
- A3-3 乳幼児向けのおもちゃと認識される態様であるか否かに着目して、 表示*や広告媒体における標ぼう内容のほか、当該品の形態、そのパッケ
- [2] Q 2 6歳未満を対象とするある商品がアクセサリーがん具に該当するかどうかを、遊ぶことを目的とするものか、装飾を目的とするものかにより判断する際、その形態等の他、国内製造者又は輸入者の説明、販売方法等により判断して差し支えないか。
- A 2 製品の形態、販売方法 ((例) 童話の主人公等になりきって遊ぶためのアクセサリーのセットとして設計・製造・販売されている場合)

一ジ等の意匠、取扱い店舗・陳列場所等の販売形態などを、客観的・総合 的にとらえて考慮されるべきです。

* パッケージ上の記載の他、製品に添付される説明書上の記載や店頭での掲示を含む。

等から遊ぶことを目的とするものであるかどうかを客観的、総合的に 判断すべきである。

- Q3-4 例えば子供向けのキャラクターをかたどった飾りがついた髪留め は、髪留めとして実用性があれば、子供向けのおもちゃ売り場で販売され るものでも、指定おもちゃのアクセサリーがん具に含まれないものとして 扱ってよいか。
- A3-4 乳幼児が物語の登場人物などになりきって遊んだり、大人のまねごと (花嫁ごっこ等) をして遊ぶために身につけるよう設計・製造されている ものであれば、髪留めとしての実用性の有無によらず、指定おもちゃの アクセサリーがん具に含まれます。なお、乳幼児がおもちゃとして身に つけて遊ぶためのものと認識されない態様であれば、これに含まれませ ん。

子供向けのおもちゃ売り場で販売されることのみをもってただちに、 指定おもちゃのアクセサリーがん具とみなされるものではありません が、そうした場所で販売されれば、一般消費者に乳幼児向けのおもちゃ として販売されているとの印象を与える要因となり得ると考えられま す。事業者が、当該製品を指定おもちゃに係る規制の対象外として製造、 輸入、販売等する場合、A1-1 で説明した観点から、当該製品が乳幼児向 けのおもちゃと認識されない態様で販売等されることが重要です。

- [2] Q3 いかなる形状の髪留めであっても、髪留めとして使用可能なも のは、髪留めと考え、指定おもちゃに該当しないものとして取り扱って 差し支えないか。
 - (1) おもちゃ売り場で販売している髪留め
 - (2) キャラクターで装飾した髪留めで、髪留めとして使用可能なもの
 - (3) キャラクターで装飾したもので、一見、髪留めに見えるが髪留め として使用不可能なもの
- A3 アクセサリーがん具として販売されているものは、指定おもちゃに 該当するものとして取り扱う。これ以外の場合は、遊ぶことを目的に 設計・製造されているかどうかで指定おもちゃの該当性を判断する。
 - (1)については、売り場で指定おもちゃの該当性は判断しない。髪 留めにすることを主目的とするものは指定おもちゃに該当しないも のとする。
 - (2)については、6歳未満を対象に、童話やアニメの主人公になり きって遊ぶ等の目的で設計・製造・販売されているものでなければ、 通常、ファッション小物、アクセサリー小物等の雑貨^(注)に該当し、 指定おもちゃには該当しないため、規制対象外である。
 - (注)以下「雑貨」とは、おもちゃ以外の種々の日常生活用品のことをいう。
 - (3)については、6歳未満を対象とするおもちゃとして遊ぶ目的で 設計・製造・販売されているものは、指定おもちゃに該当するものと する。
- Q3-5 アニメのキャラクターが描かれたピンズ(いわゆるピンバッジ) は、指定おもちゃのアクセサリーがん具に含まれるか。
- A3-5 コレクション用や装飾用の日用品、記念品等として販売等されるピ│A5 これらは、コレクションや装飾に使用される雑貨であり、遊ぶこと ンズ(裏面の針を留具で受ける形態のバッジ)は、通常、乳幼児がおも
- [2] Q 5 アニメのキャラクターが描かれているピンズ、ピンバッジ は、アクセサリーがん具に該当するか。
 - を目的とするアクセサリーがん具に該当しない。

ちゃとして遊ぶためのものでなく、指定おもちゃの範囲に含まれません。

- Q3-6 子供向けのキャラクターをかたどった装飾がついた携帯電話用ストラ ップやキーホルダーは、指定おもちゃのアクセサリーがん具に含まれる か。また、それらに金属を用いて製造された部分がある場合、金属製のア クセサリーがん具として扱うことになるか。
- A3-6 乳幼児がおもちゃとして身につけて遊ぶためのものと認識されない態様 であれば、金属製の部分があるか否かによらず、指定おもちゃのアクセサリ 一がん具に含まれません。
- [1] Q2 金属を使用したキャラクターのついた携帯電話用ストラップや キーホルダーは、金属製アクセサリーがん具に該当するのか。
- A 2 乳幼児向けおもちゃとして遊ぶことを目的とするものでなければ、該当 しない。

- Q3-7 ぬいぐるみに付属しているペンダントは、指定おもちゃのアクセ サリーがん具に含まれるか。
- A3-7 付属しているペンダントがぬいぐるみの一部分として一体化・固定 されている場合は、当該部分のみで指定おもちゃのアクセサリーがん具 として扱うことはしません。

当該ペンダントを乳幼児又はその保護者が当該ぬいぐるみから簡単 に取り外すことができ、乳幼児がおもちゃとして身につけて遊ぶよう設 計・製造されているものは、指定おもちゃのアクセサリーがん具に含ま れます。

- [2] Q6 ぬいぐるみが身につけているペンダントは、アクセサリー がん具に該当するか。
- A6 糸で縫いつける等により取り外せないようになっていれば、ぬいぐ るみの一部であり、乳幼児が身につけて、ごっこ遊び等をすることを 目的とするアクセサリーがん具に該当しない。

- Q3-8 例えばキャンディーにプラスチック製のリングが直接ついて、指輪 をかたどったお菓子において、キャンディーを喫食した後に残ったリング は、指定おもちゃのアクセサリーがん具に含まれるか。
- A3-8 キャンディーを喫食した後のリングについて、乳幼児がおもちゃと │A7 食品用の器具である。また、喫食後のリングがおもちゃとして遊ぶ して身につけて遊ぶよう設計・製造されているのであれば、指定おもち ゃのアクセサリーがん具に含まれ、指定おもちゃに係る規制の対象とな ります。

また同時に、当該リングは、食品(キャンディー)の摂取の用に供さ

- [2] Q7 合成樹脂製のリングに直接キャンディーが接触していて、指輪 のような形態をした食品があるが、キャンディーを喫食した後に残った リングは、アクセサリーがん具か、それとも食品用の器具か。
- ことを目的に設計・製造されている場合は、食品用の器具・容器包装 とおもちゃの規格・基準を同時に満たす必要がある。

れ、かつ、食品に直接接触するものであることから、食品衛生法上、「器 具」に係る規制の対象にもなります。

Q4-1 指定おもちゃの知育がん具としては、どのようなものが含まれるか。

A 4-1 「知育がん具」とは、乳幼児の知的能力を中心とする心身の発育を促進することを目的とするがん具、又はそれに資すると考えられるがん具をいいます。また、指定おもちゃに「知育がん具」の区分が追加された趣旨としては、近年の多様化した乳幼児向けのおもちゃに対応するため、他の指定おもちゃの区分に含まれない乳幼児向けのおもちゃ(乳幼児が口に接触する可能性のないものを除く。)をカバーする意味もあります。

そうした「知育がん具」に含まれるものの例として、乳幼児向けのおもちゃのうち次のようなものが考えられます。なお、例示中にその材質を掲げているものについては、当該乳幼児向けおもちゃの具体的なイメージが分かりやすいよう、便宜上示したものであって、基本的にその材質によって取扱いが異なるものではありません。

- 玉おとし(玉が転がり落ちる動きや音で遊ぶおもちゃ)及びこれに類するおもちゃ
- 〇 輪投げ遊び等、単純なルールのゲーム用具
- フェルト製の的と先端にマジックテープがついたダート(投げ矢) からなるダーツ遊びおもちゃ、プラスチック製の的と先端に吸盤がついたおもちゃの矢及び弓のセット

(なお、同様の乳幼児向けのおもちゃで、吹矢遊び用具は、食品衛生法施行規則第78条第1号に掲げる「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」 (\rightarrow Q2-1) に含まれます。)

- 水鉄砲、銀玉鉄砲、空気鉄砲及びこれらに類するおもちゃ
- ちゃんばら遊び用のおもちゃの刀、手裏剣など
- アニメなどの登場人物が持っている小道具をかたどったおもちゃ(変身 ブレスレット、武器類など。なお、指定おもちゃのアクセサリーがん具、 電話がん具に含まれるものは除きます。)

[2] Q8 知育がん具の具体例としてはどのようなものがあるか。

A8 知育がん具の具体例としては、以下のようなものがある。(いずれも乳幼児用のおもちゃであるもの。)

輪投げ、フエルト製の的と先端にマジックテープがついたダーツ・ セット、合成樹脂の平板ボードの的と先端に吸盤のついた矢及び弓の セット、蛍光を発する使い捨てスティックで、ペンライトにしたり曲 げてカチューシャのように頭に付けられるもの、おもちゃの手品セッ ト、パズル、玉おとし、大工道具セット、診療器具セット、アニメキャラ クターの使用する小道具(変身ブレスレット、武器類等)、サングラスを 模したおもちゃ、おめかしバッグ、ひも通し、木製の数字の形に切り抜か れているおもちゃ、専ら乳幼児を対象とするパソコンを模したおもちゃ、 まねごと(ちゃんばらごっこ)遊びで使用する内部が中空で合成樹脂製の 刀や手裏剣、風呂で遊ぶおもちゃであって人形・動物がん具・乗り物がん 具以外のおもちゃ(水鉄砲等)、ピストル型又は竹製で筒型の水鉄砲、 銀玉鉄砲、空気鉄砲及びこれらに類似するおもちゃ、人形等の指定おもち ゃを使用せず、家型の箱庭に家具等のみで配置を楽しむ等して遊ぶおもち ゃ、マイクの形をしていて中に菓子の入った乳幼児向けおもちゃ、合成樹 脂製フィルムで製造された折り紙状の製品、恐竜等の骨組みを模した大型 の組立て式パズルで子供の身長程にもなるおもちゃ、一般的な「積み木」 や「ブロックがん具」に該当すると判断することが難しい組み立て式のお もちゃ(木の幹に、枝、葉を見立てたリング状の部品を積み上げていくも の等)、蒔き絵セット(粉、蒔き絵盤)、望遠鏡、双眼鏡を模したおもち ゃ、砂場セット(シャベル、スコップ、熊手、ふるい、ざる、バケツ、じ ょうろ、じょうご、型取り用のカップ、カップに押し込む落とし蓋、コテ、 上に砂を入れると砂時計のように落下する砂の勢いで羽根車が回る砂場 用おもちゃ)等

- 大工、医者などの職業のまねごとをして遊ぶおもちゃ(大工道具、診療器具などをかたどったおもちゃ)
- ○手品のまねごとをして遊ぶおもちゃ
- おめかしバッグ (おもちゃのおめかし道具を収めたもの)
- マイクをかたどったおもちゃ
- O パソコンをかたどったおもちゃ
- 家をかたどった箱庭に家具のミニチュアを並べて遊ぶおもちゃ (指定おもちゃの人形や動物がん具と組み合わせずに遊ぶもの)
- 蛍光を発するスティックで、暗所でペンライトのように振ったり、 ヘアバンドのように頭にはめて遊ぶおもちゃ
- ○サングラスや眼鏡の形態をしたおもちゃ
- 望遠鏡や双眼鏡の形態をしたおもちゃ
- 砂場遊び用具(おもちゃのシャベル・スコップ、くまで、こて・へら、 ふるい・ざる、バケツ・カップ、じょうろ、じょうご、型抜き等のほか、 砂を流して回す羽根車など)
- 風呂場で遊ぶおもちゃ (おもちゃのじょうろ、水車、噴水など)
- 恐竜等の骨格をかたどった組合せパズル等、難易度の低いパズル用具
- ひも通し(多数の孔のあいた盤にひもを通して絡ませ、形や模様を作って遊ぶおもちゃ)及びこれに類するおもちゃ
- 数字やアルファベットをかたどった木製ブロック
- 指定おもちゃのつみき、ブロックがん具に含まれない組立ておもちゃ(木の幹をかたどったポールに、枝や葉に見立てたリング状の部品を積み上げていくものなど)
- 蒔き絵を作って遊ぶおもちゃ(粉と蒔き絵盤のセット。なお、工作材料・ 手芸材料で、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものと認識されない態 様で販売等されるものは含まれません。)
- 合成樹脂製のシートで、折り紙のように折って遊ぶおもちゃ 等
- Q4-2 「ままごと」とは、子供ががん具などを使って炊事や食事のまね ごとをする遊び(広辞苑第5版)のことであり、これまで指定おもち
- [2] Q17 平成15年6月3日付け医薬局食品保健部基準課事務連絡「フタル酸エステル類を原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とす

ゃのままごと用具としては、これに使用するものが含まれ、化粧、掃除、手芸のまねごとをする遊びに使用するものは含まれないとされている。

ままごと以外の、家庭生活(例えば、手芸、掃除、洗濯、化粧、買い物など)のまねごとをして遊ぶおもちゃについては、指定おもちゃの知育がん具に含まれることになるのか。

A 4-2 乳幼児向けのおもちゃで、ままごと以外の家庭生活のまねごと遊びに使うものは、育児のまねごと遊びに使う人形など他の区分に含まれる場合を除いて、基本的に指定おもちゃの知育がん具に含まれます。

なお、実際に身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法により化 粧に使用されることが目的とされているものについては、薬事法上、化 粧品に係る規制の対象にもなります。 る合成樹脂の使用に関する取扱いについて」には、Q&AのQ7-7にてままごと用具が定義され、炊事や食事のまねごとをする遊びに使用するおもちゃが含まれるとされている。また、手芸、掃除、化粧のまねごとをする遊びに使用するおもちゃはままごと用具に該当しないとも記されている。

そこで、今回の改正により炊事や食事のまねごと以外のまねごと(例えば手芸、掃除、化粧のまねごと等)をする遊びに使用するおもちゃについては、全て知育がん具として取り扱うものと解釈してよいか。

A17 よい。

- [1] Q8 炊事や食事のまねごとをする遊び以外のまねごと(手芸、掃除、化粧等のまねごと)に使用するがん具は「ままごと用具」に該当しないこととされている(フタル酸のQ&AのQ7-7)が、指定おもちゃの範囲の改正後は、これらが該当するカテゴリーがあるか。
- A8 知育がん具に該当する。
- [7] Q7-7. 食品衛生法施行規則第25条第4号に「ままごと用具」とあるが、どのようなものが含まれるのか。
- A. 「ままごと」とは、子どもが玩具などを使って炊事や食事のまねごとをする遊び(広辞苑第5版)のことであり、「ままごと用具」は、これに使用するがん具が該当することから、おもちゃの炊飯器、コンロ、フライパン、野菜、果実などが含まれます。しかし、化粧、掃除、手芸のまねごとをする遊びに使用するがん具は「ままごと用具」に該当しません。

なお、乳幼児用のおもちゃの「口紅」の場合は、乳幼児が口に接触することを本質とするおもちゃとして、食品衛生法施行規則第25条第1号に該当するものと考えます。

- Q4-3 例えば自動車の運転席をかたどった(車輪や座席に相当する部分はない)乳幼児向けのおもちゃで、音や光を発して運転のまねごとをして遊ぶものは、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。それとも乗物がん具に
- [1] Q6 自動車の運転席を模した乳幼児向けのおもちゃであって、車輪 や座席はなく、音や光が出るおもちゃは、知育がん具に該当するのか。
- A 6 該当する。

含まれるのか。

A 4-3 乳幼児が自動車や列車の運転手、飛行機のパイロットのまねごとをして 遊ぶためのおもちゃで、乗物自体をかたどった形状でないものは、指定おも ちゃの知育がん具に含まれます。

なお、乳幼児が容易に手にとって口に接触することが想定しがたい大きさ又は重量のものであれば、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

- Q4-4 ピストル (アニメなどの登場人物が持っている小道具ではないもの) をかたどった、光や音を発するおもちゃは、指定おもちゃの知育がん具に含まれることになるのか。
- A 4-4 乳幼児が警察官などのまねごとをして遊ぶためのおもちゃのピストル、鉄砲等は、指定おもちゃの知育がん具に含まれます。
- Q4-5 吹奏楽器類(ラッパ、笛、ハーモニカ等)の形態をした乳幼児向けのおもちゃは、食品衛生法施行規則第78条第1号の「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」に含まれるが(\rightarrow Q2-1)、それら以外の楽器(ギター、バイオリン等の弦楽器、太鼓、木琴等の打楽器、ピアノ等の鍵盤楽器など)の形態をしたものは、指定おもちゃの知育がん具に含まれるのか。

その場合、おもちゃではない子供用の楽器と、乳幼児向けのおもちゃの 楽器(指定おもちゃの知育がん具)をどのように区別するのか。子供が使 用する楽器は、すべて指定おもちゃに含まれることとなるのか。

A 4-5 乳幼児向けのおもちゃで、吹奏楽器類以外の楽器の形態をしている ものは、基本的に指定おもちゃの知育がん具に含まれます。

なお、指定おもちゃに係る規制は、子供が使用する楽器(吹奏楽器類を含む。)について、すべからく指定おもちゃに係る規制の対象とする趣旨ではありません。例えば、正確な音階を奏でることができるよう設計・製造されているものや、音質を良くする材質・構造でできているも

- [2] Q9 アニメキャラクターの使用する小道具に該当しないもので、音 や光を発するピストルの形をしたおもちゃは、まねごと遊びで使用する 知育がん具に該当するか。
- A 9 知育がん具の区分は、他の区分で読み込むことのできないおもちゃ を読み込むバスケット・クローズとしての意味もあり、質問のおもちゃについても知育がん具に該当するものとして取り扱う。
 - [2] Q18 吹奏楽器以外の楽器(ギター、バイオリン等の弦楽器、太鼓、木琴等の打楽器、ピアノ等の鍵盤楽器)として遊ぶことを目的とする乳幼児用おもちゃは、知育がん具に該当するか。
- A18 該当する。幼児向けの楽器に該当するのか、楽器の形態をしたおもちゃに該当するのかは、当該製品が、正しい音階で演奏することができるように設計・製造されているか否か、デザイン等に玩具性があり、演奏よりも遊ぶことを主目的としているか否か、楽器が作られている材料・構造等から見て演奏を主目的としているか否か等の観点から総合的に判断する。

のなどで、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定お もちゃの範囲に含まれません。

Q4-6 万華鏡は、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。

A4-6 乳幼児向けのおもちゃと認識されるものか否かによります。

万華鏡のように回転等によって変化する色彩や模様を楽しむ製品についても、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものは、基本的に指定おもちゃの知育がん具に含まれます。

乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもちゃの 範囲に含まれません。 [2] Q31 万華鏡は、知育がん具に該当するか。

A31 専ら6歳未満を対象とするもので、おもちゃとして製造・販売される万華鏡の形態をしたおもちゃであれば該当する。おもちゃとして製造・販売されていない万華鏡は、該当しない。

Q4-7 ボードゲーム (ボード(盤)上に駒や札などを置いたり、動かしたり、取り除いたりして遊ぶゲーム) は、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。

A4-7 乳幼児向けのおもちゃと認識されるものか否かによります。

乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのゲーム用具は、指定おもちゃの知育がん具に含まれます。その場合、ゲーム盤とセットで販売等される当該ゲーム用の駒や札、サイコロやルーレット等の一式でひとつの知育がん具を構成しているものとして扱います(例えば、駒が動物や乗り物をかたどったものであっても、当該駒のみで動物がん具、乗り物がん具として扱うことはありません。)。

一方、通常の将棋、囲碁、チェス、リバーシ等の駒・石及び盤のように、乳幼児向けのおもちゃと認識されていないことが明らかなゲーム用 具については、指定おもちゃの範囲に含まれません。

カードゲーム (複数のカード(札)を使って遊ぶゲーム) についても同様に、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのゲーム用具は、指定おもちゃの知育がん具に含まれますが、通常のトランプ、花札、百人一首の札のように、乳幼児向けのおもちゃと認識されていないことが明らかなゲーム用具については、指定おもちゃの範囲に含まれません。

[2] Q12 ボード・ゲームは、知育がん具に該当するか。

A12 通常の囲碁、将棋、チェス等は乳幼児用のおもちゃとは考えられないため、知育がん具に該当しない。また、乳幼児を対象とする双六、オセロは、知育がん具に該当する。ボード・ゲームのうち乳幼児を対象とする、簡単なルールのものは、知育がん具に該当する。知育がん具に該当する場合、セットに含まれる、碁石、駒、サイコロ、ルーレット、盤面等セットに含まれる一式を合わせて全体として知育がん具とする。

- Q4-8 テレビに接続したタブレットやキーパッド等を使って、テレビ画面上 で絵を描いたり、クイズやパズルを解いたりして遊ぶおもちゃは、指定お もちゃの知音がん具に含まれるか。
- A4-8 乳幼児向けの製品と認識されるものか否かによります。

当該おもちゃが、乳幼児が遊ぶためのものであれば、指定おもちゃの知育 がん具に含まれます。その場合、テレビに接続するタブレット、キーパッド 等のほか、それらに装着するメモリ・カートリッジ等についても、乳幼児が 簡単に取り外すことができる構造で、口に接触する可能性があれば、それら を含めて全体でひとつの知育がん具を構成しているものとして扱います。

なお、テレビに接続する汎用入力機器など、乳幼児向けのおもちゃと認識 されない態様で販売等される製品については、指定おもちゃの範囲に含まれ ません。

- [2] Q14 ケーブルによりテレビに接続したボード、キーボード等を使っ て絵を描いて画面に映し出したり、クイズを解いたりするおもちゃは、 知音がん具に該当するか。
- A14 専ら乳幼児を対象として設計・製造・販売されるものは知育がん具に該 当する。この場合、ソフトウェアの記録されているメモリのカートリッジ 等が、容易に着脱可能な構造であれば、当該カートリッジ等も対象となる。

- Q4-9 本体及びコントローラーから成るゲーム機器(接続ケーブルで本体を テレビに接続し、コントローラーを操作して遊ぶ非携帯式のもの)で、6歳 未満を対象年齢とするソフトウェアが収められた専用カセットを本体に装 着する場合、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。
- A4-9 乳幼児がおもちゃとして遊ぶよう設計・製造されているゲーム機器(ハ │ A15 専ら乳幼児を対象として設計・製造・販売されるものはコントローラー ードウェア)は、基本的に指定おもちゃの知育がん具に含まれます。その場 合、当該ゲーム機器本体及びコントローラーのほか、本体に装着される専用 カセット等についても、乳幼児が容易に取り外すことができる構造で、口に 接触する可能性があれば、それらを含めて全体でひとつの知育がん具を構成 しているものとして扱います。

なお、当該ゲーム機器(ハードウェア)が、特に乳幼児用に設計・製造さ れたものではなく、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指 定おもちゃの範囲に含まれません。

- [2] Q15 着脱可能なゲームソフト、これを装着できる本体及びコントロ ーラーから成る非携帯式のゲーム機で、ケーブルにより本体とテレビを 接続してコントローラーを操作して遊ぶものは、ゲームソフトが6歳未 満の乳幼児を対象とする場合、知育がん具に該当するか。
- も含め知育がん具に該当する。この場合、ソフトウェアの記録されている メモリのカートリッジ等も対象となる。

- Q4-10 主に成人を対象とする携帯型の高性能汎用ゲーム機器(専用のソフトウェア・カートリッジを装着して作動させるもの)で、6歳未満が対象年齢に含まれるソフトウェアが収められたカートリッジを装着する場合、指定おもちゃの知育がん具に含まれることになるか。
- A 4-10 当該ゲーム機器 (ハードウェア) が、特に乳幼児用に設計・製造された ものではなく、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定お もちゃの範囲に含まれません。

携帯型の音楽プレーヤー等についても、同様です。

- [2] Q16 着脱可能なゲームソフトで作動させるゲーム機で、主に成人を対象とする携帯型の高性能汎用ゲーム機に、就学前児童を対象としたゲームソフトを装着した場合、知育がん具に該当するものと考えて、ゲーム機本体及びゲームソフトの記録されたカートリッジ等を、届出の対象とすべきか。
- A16 これらについては、本体、ソフトウェアの記録されたメモリのいずれも 指定おもちゃに該当しない。

Q4-11 塗り絵は、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。

また、塗り絵とクレヨンを組み合わせて、乳幼児向けの塗り絵セットとして販売する場合、当該セット品は指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。

A 4-11 紙製の塗り絵帳、塗り絵シート等、おもちゃというよりむしろ文房 具に類する製品は、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って 差し支えありません。

また、クレヨンについては、現在のところ指定おもちゃに指定されて おらず、乳幼児向けの塗り絵セットとして販売される場合でも、指定お もちゃの範囲に含まれません。

- [2] Q29 塗り絵(ノート型の製品、シート型の製品等) やこれとクレヨンを組み合わせた塗り絵セットは、知育がん具に該当するか。
- A29 ノート型もシート型も塗り絵は、文房具であり、知育がん具に該当しない。クレヨンは、現在指定されている指定おもちゃに該当しない。

- Q4-12 指定おもちゃの知育がん具として販売されているお絵かき遊びおもちゃについて、文房具に類するものとみなして、指定おもちゃに係る規制の対象外として扱ってよいか。
- A 4-12 乳幼児がおもちゃとして遊ぶよう設計・製造されているものは、基本的に指定おもちゃに係る規制の対象となります。

事務用品として販売等されるものなどで、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

- [2] Q28 知育がん具として販売されているお絵かきセットを、文房具と みなし、指定おもちゃ非該当として取り扱ってよいか。
- A28 規則78条に規定する知育がん具として販売されるものであれば、 知育がん具として取り扱う。

- Q4-13 乳幼児向けのシール絵本は、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。
- A 4-13 通常のシール(指定おもちゃのうつし絵に当たらないもの)であれば、文房具に類するとみなして、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

また、絵本(書籍)は、指定おもちゃの範囲に含まれません。

したがって、それぞれ指定おもちゃの範囲に含まれない、通常のシール (指定おもちゃのうつし絵に当たらないもの) と書籍を組み合わせて 販売等されるものであれば、指定おもちゃの範囲に含まれないものとし て扱って差し支えありません。

- [2] Q24 シール絵本は、知育がん具に該当するか。
- A24 書籍と文房具 (注) の組み合わせとみなし、知育がん具に含めない。
- (注) ここで「文房具」とは、筆記による記録、その補助等を目的とする事務用品を指し、 遊ぶことを目的とするおもちゃは含めない。以下同じ。

- Q4-14 飛び出す絵本(折りたたまれた構造物に印刷された絵が立体的に 開く仕掛けの冊子)は、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。
- A 4-14 掲載された文字や図画を書物として読む(保護者等が乳幼児に読み聞かせることを含む。以下同じ。)ものであれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

また、紙工作を作るため切り抜くようになっている出版物の一部分 (付録を含む。)については、工作材料に類するとみなして、指定おも ちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

- [2] Q23 飛び出す絵本は、知育がん具に該当するか。
- A23 書籍であり、該当しない。

- Q4-15 本をかたどった布製のおもちゃは、指定おもちゃの知育がん具に 含まれるか。
- A4-15 乳幼児向けの製品と認識されるものか否かによります。

乳幼児向けのおもちゃであれば、基本的に指定おもちゃの知育がん具に含まれます。

一方、文字や図画が掲載されていて書物として読むものについては、 布製であっても書籍とみなして、指定おもちゃの範囲に含まれないもの として扱って差し支えありません。

- [2] Q25 絵本の形をした布製のおもちゃは知育がん具に該当するか。
- A 25 知育がん具に該当する。なお、布製であっても、文章がプリントしてある等して、文章を読むことを目的とし、書籍に該当するものは、おもちゃに該当しない。

- Q4-16 耐水性で水温によって絵柄や色彩が変化する材質で作られている、 乳幼児向けの絵本は、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。
- A4-16 おもちゃと認識されるものか否かによります。

絵本の形態をしていても、乳幼児がおもちゃとして風呂場等で絵柄や 色彩を変化させて遊ぶためのものであれば、指定おもちゃの知育がん具 に含まれます。

一方、文字や図画が掲載されていて書物として読むものについては、 おもちゃというよりむしろ書籍に類するとみなして、指定おもちゃの範 囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

- [2] Q27 風呂場で見る絵本(合成樹脂製で湯温により、絵柄や色が変化するもの)は、知育がん具に該当するか。
- A 27 文章で書かれた童話などを読むことを目的として製造されたものではなく、湯や水に接触させて絵柄や色の変化を見て遊ぶことを目的とするものは、知育がん具に該当する。なお、耐水性の材料を用いて風呂場でも文章を読むことができるように設計・製造されており、読むことを目的とするものは書籍とみなし、指定おもちゃとして取り扱わない。
- Q4-17 外観としては絵本の形態をしていて、書店で販売される次のよう な乳幼児向け製品は、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。
 - ① 楽譜や歌詞などが掲載されているほか、鍵盤をかたどって印刷された部分を押すとピアノの音階が鳴る電子装置が組み込まれているもの、
 - ② 乗物の絵やその説明などが掲載されているほか、スイッチ部分を押すと踏切やサイレンの音が鳴る電子装置が組み込まれているもの、
 - ③ 動物の絵やその説明などが掲載されているほか、スイッチ部分を押すと動物の鳴き声が鳴る電子装置が組み込まれているもの、
 - ④ 祭りの絵やその説明などが掲載されているほか、スイッチ部分を押すと祭囃子などの音が鳴る電子装置が組み込まれているもの
- A 4-17 電子装置部分について、乳幼児又はその保護者が簡単に取り外すことができ、それ単独で乳幼児がおもちゃとして遊ぶよう設計・製造されている場合は、書店で販売されるか否かによらず、乳幼児向けのおもちゃと書籍がセットで販売等されるものとみなして、当該電子装置おもちゃは、指定おもちゃの知育がん具に含まれます。

電子装置が絵本(書籍)の一部分として一体化・固定されていて、全体が書籍とみなすことができる製品であれば、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

- [2] Q21 外観は絵本の形態だが、中を開くと、①楽譜と鍵盤を押すとピアノの音がする電子装置(モジュール)で構成されているもの、②乗物の絵、文書と、ボタンを押すと踏切やサイレンの音がする電子装置で構成されているもの、③動物の絵、文書と、ボタンを押すと鳴き声がする電子装置で構成されているもの、④祭りの絵とボタンを押すと太鼓等の音が出る電子装置で構成されているもので、これら電子装置が絵本と分離できないように製造されており、書籍として本屋で販売されるものは、製品全体として知育がん具に該当するか。
- A21 全体が書籍であれば該当しない。

- Q4-18 幼児のひらがなやアルファベットへの関心を高めるような製品に、 紙製のカードや小冊子(ミニ絵本など)をセットにして販売する場合、それらは指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。
- A4-18 おもちゃと認識されるものか否かによります。

お尋ねのもののうち「幼児のひらがなやアルファベットへの関心を高める ような製品」について、

- ① 乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものは、基本的に指定おもちゃに係る規制の対象となります。指定おもちゃのどの区分に含まれるかは、当該製品の形態によります。
- ② 教材又は教具として用いられることが目的とされていて、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

セットで販売等される場合も同様に、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものは、基本的に指定おもちゃに係る規制の対象となります。カード等も含めて教材又は教具として用いられることが目的とされていて、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

なお、小冊子については、掲載された文字や図画を書物として読むもので あれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

- [2] Q20 ひらがなやアルファベットへの関心を高めるような製品とセットで販売されている、本体と一緒に遊ぶための紙製のカードやミニ絵本のような小冊子は、「知育がん具」の一部に該当するか。
- A20 本体の製品が、遊ぶことを目的とするものか、教育を目的とするものかにより、当該製品が知育がん具か教育用品かを判断する。本体附属のカードについても同様。トランプのようなものであればおもちゃとなりうるが、教育を目的とする教育用品であれば対象外。附属の小冊子は、おもちゃ又は教育用品と組み合わされた書籍であり、おもちゃには該当しない。

- Q4-19 例えば、DVD、教本及び電子ペン(電子装置が組み込まれたペン状のスティック)で構成されていて、DVDを視聴しながら、教本又は映像中の数字、色彩、文字などに関して出題される問題の回答を、教本に掲載されている選択肢から選んで電子ペンの先端で触れると、正答のときは電子ペンから音と光が発せられる仕掛けになっているような製品は、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。
- A4-19 乳幼児向けのおもちゃと認識されるものか否かによります。

当該セット全体で教材又は教具として用いられることが目的とされていて、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもち

- [2] Q51 数、色、文字等の学習に資するよう作られたテキストとD V D と電子ペンから構成される製品で、D V D の説明と質問を聞いて、テキストの中の選択肢から回答を選び、電子ペンで触れると、正解の場合に電子ペンが音と光を発するものは、知育がん具に該当するか。
- A51 ペン、テキスト、DVDとも教育用品でありおもちゃには該当しない。

ゃの範囲に含まれません。

- Q5-1 食品衛生法施行規則第 78 条第 3 号に掲げる指定おもちゃ(同条第 2 号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ)としては、どのようなものが含まれるか。
- A5-1 食品衛生法施行規則第78条第3号に掲げる指定おもちゃ(同条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ)に含まれるものの例として、 乳幼児向けのおもちゃのうち次のようなものが考えられます。
 - O 電車をかたどったおもちゃ(指定おもちゃの乗物がん具)と組み合わせて遊ぶ、レール、踏切の遮断器、駅舎、トンネル、樹木などをかたどったおもちゃ
 - O 自動車をかたどったおもちゃ(指定おもちゃの乗物がん具)と組み合わせて遊ぶ、信号機、立体駐車場などをかたどったおもちゃ
 - O 乳児をかたどった人形(指定おもちゃの人形)と組み合わせて遊ぶ、 ほ乳瓶をかたどったおもちゃ、着せかえ用品、ミニチュアの家や家具 など
 - 指定おもちゃの粘土と組み合わせて遊ぶへら・こて、型抜きなど
 - 指定おもちゃのボールと組み合わせて遊ぶ、バットをかたどったおもちゃ(なお、運動用具、スポーツ用品のボール、バット等で、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものと認識されない態様で販売等されるものは含まれません。(→Q1-7、Q5-4))

なお、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第66号)の施行以前は、例えば、乳幼児向けのおもちゃの人形がその装飾品(アクセサリー、着せかえ用品等)とセットで販売等される場合においては、当該セット製品全体でひとつの乳幼児向けのおもちゃを構成している

- [1] Q13 前号のおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃには、具体的には どのようなものがあるか。
- A13 以下に一例を挙げる。
 - 乗物がん具のレール、木や信号、駅舎、立体駐車場
 - 人形とセットになったほ乳瓶や洋服、ドールハウス
 - 粘土の型やへら
 - おもちゃのボールとバット

また、リモート・コントロールのおもちゃの場合、操作を行うコントローラー等も組み合わせおもちゃに該当し、指定おもちゃに該当する。

- [7] Q7-4. 食品衛生法施行規則第25条第4号に「人形」、「動物が ん具」とあるが、どのようなものが含まれるのか。
- A. 「人形」については、ロボット、改造人間、特撮等のキャラクター(「動物がん具」に該当するものを除く。)において頭、手、胴、足など人の形と同様の構成をなすものであれば、これから派生するキャラクターであっても、対象となります。また、人形をその装飾品(キャタピラー等の台車、アクセサリー、きせかえ用品等)とセットで販売する場合においては、全体を「人形」と見なし、対象となります。

なお、装飾用人形 (五月人形、ひな人形等)等については、その目的から 対象外となります。また、キーホルダーや鉛筆用のキャップについている ものとみなして、指定おもちゃの人形に含めて扱うこととしていました。 それらについてセットで販売等される以外に、単品で乳幼児向けのおもちゃとして販売等される場合もある等、その多様化に対応できるよう、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第66号)による食品衛生法施行規則の一部改正において、食品衛生法施行規則第78条第3号に掲げる指定おもちゃ(同条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶ 人形も同じくその目的から対象外となります。

「動物がん具」については、頭、手、胴、足など動物の形と同様の構成をなすものであれば、対象となります。ぬいぐるみについては、食品衛生法施行規則第25条第4号に示す材質を使用している場合は「動物がん具」と見なし、対象となります。また、「動物がん具」をその装飾品とセットで販売する場合においては、全体を「動物がん具」と見なし、対象となります。

Q5-2 食品衛生法施行規則第78条第3号に掲げる指定おもちゃ(同条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ)は、組み合わされる指定おもちゃとのセット製品ではなく、それ単体の製品として販売される場合にも、指定おもちゃとして規制の対象となるのか。

おもちゃ)として規定されるようになりました。

- A5-2 食品衛生法施行規則第3号に掲げる指定おもちゃ(同条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ)は、他の指定おもちゃとセットで販売等されるか、単品で販売等されるかによらず、指定おもちゃに係る規制の対象となります。
- [2] Q36 組み合わせて遊ぶおもちゃで、パーツが単体として商品になっているものも指定おもちゃに該当するか。
 - 例)バット、乗物がん具のレール等が単体で商品となっているもの。
- A36 指定おもちゃに該当する。
- [1] Q14 指定おもちゃと組み合わせて遊ぶことを前提とするおもちゃは、 単品で輸入される場合(レールのみ、立体駐車場のみ、ドールハウスの みなど)は、届出対象か。
- A14 食品等輸入届出の対象である。
- Q5-3 ぬいぐるみの着せかえ用品は、食品衛生法施行規則第 78 条第 3 号に掲げる指定おもちゃ(同条第 2 号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ)に含まれるか。
- A 5-3 乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのぬいぐるみで、食品衛生法施行規則第78条第2号に規定されている区分のいずれか(動物がん具、人形等)に含まれるものであれば、乳幼児がそれと組み合わせて遊ぶ着せかえ用品は、同条第3号に掲げる指定おもちゃ(同条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ)に含まれます。
- [2] Q40 ぬいぐるみの着せ替え用の洋服は、組み合わせおもちゃとなるか。
- A40 組み合わせおもちゃに該当する。

- Q5-4 例えば、ボールと組み合わせて遊ぶおもちゃのバット(ポリエチレン製) やグローブ(ポリ塩化ビニル製)は、食品衛生法施行規則第78条第3号に掲
- [2] Q39 組み合わせて遊ぶおもちゃには、ボールと組み合わせて遊ぶポリエチレン(PE) 製バットやポリ塩化ビニル(PVC) 製グローブも

げる指定おもちゃ (同条第 2 号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ) に含まれるか。

A 5-4 指定おもちゃのボールと組み合わせて、乳幼児が野球選手のまねごと等をして遊ぶためのものであれば、その材質によらず、食品衛生法施行規則第78条第3号に掲げる指定おもちゃ(同条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ)に含まれます。

なお、野外でボールを打ったり、投げ合ったりするために使われる、 運動用具、スポーツ用品に類する製品であれば、指定おもちゃの範囲に 含まれないものとして扱って差し支えありません。 含まれるか。

A39 屋内で野球のまねごと遊びに用いられる乳幼児用のバットとグローブは、ボールと組み合わせて遊ぶおもちゃとして指定おもちゃに含める。

- Q5-5 食品衛生法施行規則第78条第3号に掲げる指定おもちゃ(同条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ)のほうがむしろ乳幼児がおもちゃとして遊ぶ主要な部分であり、「同条第2号に掲げるおもちゃ」はそれに付随的な位置づけである場合には、どのような取扱いとなるか。
- A5-5 食品衛生法施行規則第78条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて 遊ぶおもちゃは、乳幼児がおもちゃとして遊ぶ主要な部分であるか、付 随的な位置づけであるかによらず、基本的に同条第3号に掲げる指定お もちゃに含まれます。

なお、特殊な専用の組み合わせとして設計・製造され、通常、セット 製品としてのみ販売等されるものであれば、当該セット全体でひとつの 指定おもちゃを構成しているものとして扱って差し支えありません。

例えば、魚釣りのまねごとをして遊ぶ乳幼児向けのおもちゃで、おもちゃの釣り具等と魚介をかたどった専用パーツ(いずれも通常、単品では販売等されないもの)がセットとなっている製品のような場合、おもちゃの釣り具等について、動物がん具(魚介をかたどった専用パーツ)と組み合わせて遊ぶおもちゃ(施行規則第78条第3号に掲げる指定おもちゃ)として扱う必要はなく、当該セット全体を指定おもちゃの知育がん具として扱って差し支えありません。

また、リモートコントロールで動かして遊ぶ乳幼児向けのおもちゃ

- [2] Q33 「規則第78条第2号の指定おもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ」が主たるおもちゃで、「規則第78条第2号の指定おもちゃ」が従たるおもちゃである場合であっても「組み合わせて遊ぶおもちゃ」に該当するか。また、該当しない場合、どのように取り扱えばよいか。
- A33 主、従は関係なく、組み合わせおもちゃに該当する。

また、例えば、人形と組み合わされたおもちゃであって、そのおもちゃに専用の特殊な人形でないと遊ぶことができないような場合、人形と組み合わせおもちゃの組み合わせとみなさず、全体を一体として知育がん具とみなすこともあり得る。

参考: [1] Q13

(乗物、動物又は人型ロボット等)において、専用のコントローラーであって、通常、単品で販売等されないものであれば、当該コントローラーを施行規則第78条第3号に掲げる指定おもちゃ(同条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ)として扱う必要はなく、当該セット全体をひとつの指定おもちゃ(乗物がん具、動物がん具、人形等)として扱って差し支えありません。

- Q6-1 新たに指定おもちゃとなった乳幼児向けのおもちゃには、いつからどのような義務がかかるのか。
- A 6-1 現行、指定おもちゃとなっている乳幼児向けのおもちゃ (\rightarrow Q1-1)には、乳幼児がそれを口に接触することによる衛生上の危害の防止を図るため、基本的に飲食器等に準じた規制(食品衛生法第62条第1項で準用する第16条、第18条、第27条、第50条第2項及び第3項等)が課されています。

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成 20 年厚生労働省令第 66 号)による改正後の食品衛生法施行規則第 78 号の規定により、新たに指定おもちゃの範囲に含まれることとなった乳幼児向けのおもちゃについても、施行日(平成 20 年 5 月 1 日)以降、同様の規制が適用されることとなります。その規制の対象としては、施行日前に製造され、又は輸入されて、現に国内で流通しているもの等も含まれます。

このため、平成 20 年 5 月 1 日以降、指定おもちゃの範囲に含まれることとなった乳幼児向けのおもちゃを製造、輸入、販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。)又は営業上使用する事業者に対しては、

- ① 有毒・有害な物質が含まれること等により、乳幼児の健康を損なう おそれがある指定おもちゃの販売等の禁止 (第 16 条関係)
- ② 販売の用に供し、又は営業上使用する指定おもちゃに係る輸入の届出

(注: 平成 20 年 4 月 30 日以前に輸入した指定おもちゃについて、 遡って届出が求められるものではありません) (第 27 条関係)

③ 条例で定められた管理運営基準に基づく、指定おもちゃに関して消費者から寄せられた食品衛生上の危害(医師の診断を受けたものに

- [1] Q30 新たに指定おもちゃとなった乳幼児向けのおもちゃには、いつからどのような義務がかかるのか。
- A30 現行、指定おもちゃとなっている乳幼児向けのおもちゃには、乳幼児がそれを口に接触することによる衛生上の危害の防止を図るため、基本的に飲食器等に準じた規制(食品衛生法第62条第1項で準用する第16条、第18条、第27条、第50条第2項及び第3項等)がなされています。

平成20年厚生労働省令第66号による改正後の食品衛生法施行規則第78号の規定により、新たに指定おもちゃの範囲に含まれることとなった乳幼児向けのおもちゃについても、<u>施行日(平成20年5月1日)以降、</u>同様の規制が適用されることとなります。その規制の対象としては、<u>施行日前に製造され、又は輸入されて現に国内で流通しているもの等も含まれます</u>。

このため、平成 20 年 5 月 1 日以降、指定おもちゃの範囲に含まれることとなった乳幼児向けのおもちゃを製造、輸入、販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。)又は営業上使用する事業者に対しては、

- ① 有毒・有害な物質が含まれること等により、乳幼児の健康を損なうおそれがある指定おもちゃの販売等の禁止* (第16条関係)
- ② 販売の用に供し、又は営業上使用する指定おもちゃに係る輸入の 届出

(注: 平成 20 年 4 月 30 日以前に輸入した指定おもちゃについて、 遡って届出が求められるものではありません。) (第 27 条関係)

③ 条例で定められた管理運営基準に基づく、指定おもちゃに関して

限る)に関する情報及び食品衛生法に違反する指定おもちゃに関する情報の保健所等への速やかな報告 (第 50 条関係)

等の義務が課せられています。

なお、新たに指定おもちゃの範囲に含まれることとなった乳幼児向けのおもちゃのうち、平成 20 年 9 月 30 日までに製造され、又は輸入されたものについては、第 18 条第 2 項 (適用される規格*に適合しない指定おもちゃの販売等の禁止、基準に合わない方法による製造の禁止) の規定は適用されません。

* ある指定おもちゃについて、「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)の「おもちゃ又はその原材料の規格」中のどの項目が適用されるか、また、当該指定おもちゃのどの部分に適用されるかは、当該指定おもちゃの種類(区分)、形態、その原材料等によります。

Q6-2 新たに指定おもちゃに係る規制の対象となった製品のうち、平成 20 年 9 月 30 日までに製造され、又は輸入されたものについては、第 18 条第 2 項の規定は適用されないことになっている。

海外の製造所で平成20年9月30日以前に製造されたことが確認できれば、輸入されてくるのが平成20年10月1日以降であっても、上記経過措置の対象に含めて扱ってよいか。

A 6-2 海外の製造所において平成 20 年 9 月 30 日以前に製造されたものであっても、<u>輸入時点が平成 20 年 10 月 1 日以降であれば</u>、食品衛生法第 62 条第 1 項で準用する第 18 条第 2 項の規定は適用されます。

よって、食品、添加物等の規格基準の一部改正(平成 20 年厚生労働省告示第 153 号)による改正後の<u>規格に適合しない指定おもちゃを、販売の用に供するために輸入することは禁止</u>されています。また、販売の用に供しないとしても、例えば、店舗内の遊戯室等に備え置いて不特定又は多数の乳幼児が遊ぶことに供するなど、<u>営業上使用することも同様に禁止</u>されています(→Q6-4)。

なお、第 18 条第 2 項の規定が適用されない場合、又は規格不適合ではない場合でも、有毒・有害な物質が含まれること等により乳幼児の健康を損な

消費者から寄せられた食品衛生上の危害(医師の診断を受けたものに限る。)に関する情報及び食品衛生法に違反する指定おもちゃに関する情報の保健所等への速やかな報告

(第50条関係)

等の義務が課されています。

なお、新たに指定おもちゃの範囲に含まれることとなった乳幼児向けのおもちゃのうち、平成20年9月30日までに製造され、又は輸入されたものについては、第18条第2項(適用される規格に適合しない指定おもちゃの販売等の禁止、基準に合わない方法による製造の禁止)の規定は適用されません。

- * 規格不適合ではない場合又は第18条第2項の規定が適用されない場合でも、有毒・有害な物質が含まれること等により乳幼児の健康を損なうおそれがある指定おもちゃに該当する可能性はあります。
- [1] Q32 「平成20年9月30日までに製造されたもの」には、平成20年 9月30日までに海外で製造されたものも含まれるか。
- A32 含まれない。

うおそれがある指定おもちゃに該当する可能性はあり、そうした指定おもちゃについては第 16 条の規定で販売等が禁止されています。

- Q6-3 従来から指定おもちゃとして食品衛生法の規制の対象である製品で、適用 される規格が特に改正されていないものについて、その規格適合性を改めて 確認する必要はないと考えてよいか。
- A 6-3 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成 20 年厚生労働省令第 66 号)の施行日(平成 20 年 5 月 1 日)以前から指定おもちゃに係る規制の対象である乳幼児向けのおもちゃについては、当該指定おもちゃを製造、輸入、販売等する事業者の責任の下、適用される規格への適合性が既に確保されているべきものです。

食品、添加物等の規格基準の一部改正(平成 20 年厚生労働省告示第 153 号)により、当該指定おもちゃに適用される規格に変更はなく、また、原材料、製造方法等に変更を生じていなければ、指定おもちゃの範囲の拡大に伴って当該規格への適合性を改めて確認することが求められるものではありません。ただし、製造過程での不測の事態等により、予期せぬ規格不適合が発生することがあり得るので、製造、輸入、販売等を行う事業者において自主的に、定期的な点検がなされることが望ましいです。

- [1] Q31 うつし絵、折り紙、ゴム製おしゃぶり、ポリ塩化ビニル製またはポリエチレン製の塗装されていないおもちゃで従来から指定玩具であるものは、規格基準改正後に試験をとりなおす必要があるか。
- A31 うつし絵、折り紙、ゴム製おしゃぶり、ポリ塩化ビニル製またはポリエチレン製の塗装されていないおもちゃで従来から指定玩具であるものについては、規格基準改正による変更点はないので試験をとりなおす必要はない。

- Q6-4 指定おもちゃを、例えば商品見本として販売促進のため、不特定 多数の成人に対して配布するため輸入する場合、乳幼児向けに販売す るのではないが、指定おもちゃに係る規制の対象になるか。
- A 6-4 食品衛生法において「販売」とは、「不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む」とされています。配布(授与)の直接の対象が成人であるとしても、不特定又は多数に渡る場合、受け取った人が乳幼児に与えて、乳幼児が口に接触する可能性がある以上、指定おもちゃに係る規制の対象となります。

また、他者に販売・授与するのではなくても、例えば、店舗内の遊戯 室等に備え置いて不特定又は多数の乳幼児が遊ぶことに供する場合な

- [2] Q41 乳幼児対象のおもちゃを商品見本として輸入し、販売促進のため不特定多数の大人に配布する場合、営業上使用する場合として届出対象となるか、あるいは乳幼児のおもちゃとしての用途を有しない貨物であるため、届出対象外として扱うか。
- A41 届出は必要。営業上使用する場合に該当する。販売促進で不特定多数に配布されたものが乳幼児に接触するおそれがあるため、届出の対象。なお、試験検査用、社内検討用の先行サンプルであって、試験検査や社内検討に使用され、乳幼児が接触するおそれがないもの及び見本市やショーウィンドウでのディスプレイのみに使用され、乳幼児が接触するおそれがないものであれば届出対象外である。しかし、来店

どは、「営業上使用」として同様に、指定おもちゃに係る規制の対象と なります。

なお、専ら社内的な検討・試験研究用、展示用の見本など、乳幼児が 口に接触する可能性がない製品であれば、指定おもちゃに係る規制の対 象に含まれないものとして扱って差し支えありません。

した乳幼児が試しに遊ぶことができるように小売店の店頭等に置くも のは、不特定多数の乳幼児が接触することから、届出の対象とする。 なお、同一の製品であれば販売目的であるか販売促進目的であるかに よって指定おもちゃの該当性に差違が生じるものではない。

- Q6-5 お菓子の容器で、おもちゃとして遊べるようになっているものは、食品衛 生法上、指定おもちゃとして規制の対象になるか。
- A6-5 乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものであれば、食品(お菓子)の容│A17 指定おもちゃに該当するものであれば、規制の対象である。 器又は包装であっても、基本的に指定おもちゃに係る規制の対象となりま す。

また同時に、食品(お菓子)を入れ又は包んでいる物で、かつ、食品を授 受(販売)するときにそのまま引き渡すものであることから、食品衛生法上、 「容器包装」に係る規制の対象にもなります。

- [1] Q17 乳幼児向けのおもちゃとして使用できる容器に入った菓子製品 について、当該容器は、おもちゃの規制の対象なのか。

- Q6-6 乳幼児向けのおもちゃで、実際に食品の調理に使用されることを目的とし て設計・製造されている製品は、食品衛生法上、指定おもちゃとして規制の対 象になるか。
- A6-6 お尋ねのような製品は、指定おもちゃのままごと用具として、指定おも ちゃに係る規制の対象となります。(なお、乳幼児が立ち上がった状態とな る程の高さのままごと台などで、乳幼児が容易に手にとって口に接触するこ とが想定しがたい大きさ又は重量のものについては、指定おもちゃの範囲に 含まれないものとして扱って差し支えありません。)

また同時に、食品の調理の用に供され、かつ、食品と直接接触するもので あることから、食品衛生法上、「器具」に係る規制の対象にもなります。

- 「11 Q11 乳幼児向けのおもちゃの調理器具で、実際に食品を調理するこ とを目的とするものは、おもちゃの規制の対象なのか。
- A11 おもちゃの規制の対象(ままごと用具)である。なお、実際に食品を調 理することを目的とするものは、食品衛生法上の器具又は容器包装の規格 基準も適用になる。
 - [2] Q37 工作のまねごと (大工や乗り物組み立て等) も知育がん具に該 当するのか。DIY セットで乗り物がん具を組み立てるものは、乗り物が ん具に該当する部分のみ届出対象として検査をするが、改正後は、全体 が知育がん具に該当し、おもちゃの工具セットも対象となるのか。また、 その対象範囲は大型のデスクまで含まれるのか。同様に、大型のままご とセットの小物はままごと用品に該当し、大型のキッチン部分は対象外 としていたが、大型のキッチン部分も組み合わせて遊ぶおもちゃとして 指定おもちゃに該当するのか。それとも遊具として対象外と扱って差し 支えないか。

A37 基本的には、工作台やキッチンも対象とするが、乳幼児が立ち上がった状態でないと工作や炊事のまねごとを行うことができない程高さが高く大きな工作台やキッチンであれば、おもちゃではなく、遊具に準ずるものと考えられ、口に接触する可能性も少ないため、対象外として差し支えない。

Q6-7 食品衛生法上、指定おもちゃに係る規制と調理器具に係る規制の 両方の対象となる製品は、どのような規格に適合していなければなら ないか。

輸入の届出を「器具」として行った場合、指定おもちゃに係る規格 への適合性確認のための検査は、輸入者が自らの責任で自主的に実施 するものと理解してよいか。

A 6-7 現行の指定おもちゃに係る規格(食品衛生法第62条第1項により準用された同法第18条第1項の規定に基づく規格)は、乳幼児が口に接触することがある部位又はその原材料が適用範囲です。また、調理器具に係る規格(同法第18条第1項の規定に基づく規格)は、食品と接触する部位又はその原材料が適用範囲です。

指定おもちゃ及び調理器具のいずれにおいても、適用される規格に適合しないものは販売等が禁止されています(同法第 18 条第 2 項)。

同法第 27 条の規定に基づく輸入の届出が「器具」としてなされた場合にあっても、同時に指定おもちゃに係る規制の対象であることに変わりありません。当該製品を製造、輸入、販売等する事業者の責任の下、適用されるそれぞれの規格への適合性が確保される必要があります。

[2] Q56 実際に食品を調理できる乳幼児向け調理器具のおもちゃは、おもちゃの規制対象(ままごと用具)となると同時に器具容器包装の規格基準も適用されると記されているが、食品等輸入届出書はどちらで届け出るのか。

また、規格基準について、届出した区分以外の区分に係る検査は輸入者が自らの責務で自主的に実施するものと解釈してよろしいか。

A 56 食品接触部分の本質は調理器具である。届出は、器具として届け出る。食品と直接接触する調理器具の部分は、食品用の器具の規格・基準を満たす必要がある。食品と直接接触する調理器具以外の部分は、おもちゃとしての規格・基準への適合が必要である。調理器具とおもちゃは互いに他を排除するものではなく、両方の性質を兼ね備えた製品の場合、両方について食品衛生法に基づく規格・基準を満たす必要がある。